

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

指導監査室

子ども未来課

子ども家庭課

障害福祉課

医薬安全課

○ 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【訓令】

○ 岡山県庁文書規程の一部改正
（県例規集登載）

総務学事課

【告示】

○ 港湾施設の指定の一部改正
岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準の一部改正
（以上県例規集登載）

港湾課
建築指導課

○ 令和四年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 令和四年度県統計調査の実施

統計分析課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

目次

担当課（室）

○ " "

○ " "

○ " "

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 指定介護老人福祉施設の指定の辞退

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ " "

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

出

○ 家畜検査の実施

○ 豚熱予防注射の実施

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ " "

○ " "

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

○ " "

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ " "

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

○ 県営土地改良事業の工事完了

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

" "

畜産課

" "

道路整備課

" "

港湾課

" "

都市計画課

" "

" "

会計課

" "

耕地課

" "

" "

" "

" "

【公告】

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。
令和四年三月二十五日

岡山県監査委員	柳
岡山県監査委員	市
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	田
岡山県監査委員	村
岡山県監査委員	間
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	義
岡山県監査委員	哲
岡山県監査委員	仁
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	保

令和3年度

包括外部監査結果報告書

岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業
の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上尾洋平

【目次】

第1章	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した監査テーマ	1
3	監査テーマとして選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	2
7	利害関係	2
8	本監査報告書の構成	2
第2章	監査の視点等	4
1	監査の基本的な視点	4
2	外部監査の対象	13
3	外部監査の実施方法	14
4	監査意見の表明方法	15
第3章	岡山県の環境政策	17
1	環境政策に関する法体系	17
2	岡山県の環境政策の歩み	18
3	岡山県の環境政策関係行政組織	19
4	環境基本計画	20
第4章	外部監査の結果及び意見の総括（総論）	43
1	総括	43
2	指摘事項及び意見のまとめ	43
第5章	個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）	69
	【環境企画課所管事業】	69
1	総合的な環境行政の推進事業	69
2	快適な環境づくり推進事業	85

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3	景観形成推進事業	86
4	環境影響評価審査事業	88
5	公害・環境関連対策	90
6	人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等	99
7	墓地・埋葬等に関する事業	109
	【新エネルギー・温暖化対策室所管事業】	111
1	地球温暖化対策の促進事業	111
2	新エネルギーの推進事業	130
3	環境マネジメントの促進	138
4	環境学習の推進事業	142
	【環境管理課所管事業】	147
1	水質保全対策事業	147
2	児島湖流域環境保全対策事業	180
3	化学物質対策	198
4	大気保全対策	217
5	アスベスト対策	242
6	騒音・振動・悪臭対策	247
	【循環型社会推進課所管事業】	256
1	ごみゼロ社会推進事業	256
2	おかやま・もったいない県民運動推進事業	267
3	エコライフ推進事業	271
4	食品ロス・家庭ごみ削減促進事業	274
5	環境にやさしい企業づくり事業	278
6	循環資源情報提供システム運営・保守事業	281
7	中小企業3Rアドバイザ派遣事業	286
8	おかやまプラスチックスマート運動事業	288
9	プラスチック3R推進セミナー事業	291

10	生活環境施設整備指導監督事業	293
11	浄化槽設置促進事業	297
12	災害廃棄物処理体制強化事業	300
13	おかやまの美しい海, 海ごみクリーンアップ事業	303
14	環境衛生普及事業	309
15	環境美化対策事業	312
16	きれいな生活環境づくり促進事業	314
17	県外搬入指導取締事業	316
18	育成指導事業	319
19	産業廃棄物実態調査事業	322
20	不法投棄防止啓発事業	324
21	監視指導体制強化事業	327
22	不法投棄等監視強化事業	331
23	廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業	334
24	対応力強化事業	337
25	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	340
26	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	342
	【災害廃棄物対策室所管事業】	346
1	災害廃棄物処理受託事業	346
	【自然環境課所管事業】	348
1	自然公園事業	348
2	塩釜園地再整備事業	365
3	国立公園満喫プロジェクト推進事業	367
4	誘客アップに向けた自然公園設備整備事業	370
5	観光客アトラクト推進事業	373
6	自然環境保全審議会運営事業	376
7	自然保護推進員活動事業	378

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

8	自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業	380
9	希少野生動植物保護事業	382
10	鳥獣保護区設定事業	390
11	愛鳥思想普及事業	395
12	鳥獣生息調査事業	398
13	野生鳥獣保護管理対策事業	402
14	ツキノワグマ等被害防止強化促進事業	408
15	外来生物被害防止対策事業	410
16	自然環境保全推進事業	413
17	みどりふれあい事業	417
18	自然保護センター管理事業	428
第6章	結語	436
	【凡例】	437
	【用語解説】	439

第1章 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した監査テーマ

岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

3 監査テーマとして選定した理由

- (1) 我が国の高度経済成長期において、環境への配慮が十分ではなかったことから、環境汚染、自然破壊が生じ、これらが大きな社会問題となった。

これらの環境問題の解決のため、「公害対策基本法」や「自然環境保全法」が制定され、これらに基づく施策の推進と住民や地方公共団体の努力、企業の公害防止のための投資、技術開発等とがあいまって、公害の克服に向けて努力がなされた結果、昭和50年代半ば頃までには顕著な成果を挙げることができた。

- (2) もっとも、近年では、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題は深刻化するとともに、海洋プラスチック問題及びPM2.5に起因する大気汚染の問題など多様かつ新たな環境問題が生じている。

また、近年多発する自然災害（とりわけ豪雨災害）は、環境問題（特に、地球温暖化問題）と切り離すことは不可避である。岡山県は、平成30年7月豪雨の被災県であって、かかる災害によって物心両面において県民が負った傷は、未だ完全に癒えることはなく、県民の環境問題に対する意識は高まっていると思われる。

さらに、岡山県においては、児島湖の環境保全問題等の固有の環境問題を抱えている。

このように環境問題が再び大きな社会問題になる可能性があることや環境問題に起因した自然災害が甚大な被害を招いている昨今の状況に鑑みれば、国及び地方公共団体による環境政策は、県民の生命及び財産を守るために不可欠な政策であるといえ、その重要性を増している。

- (3) 岡山県は、環境基本条例に基づき平成20年に岡山県環境基本計画「エコビジョン2020」を策定するとともに、平成29年に公表された「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において「快適な生活環境保全プログラム」として重点的に取り組むべき環境施策を明らかにした。

なお、令和2年度は、上記「エコビジョン2020」の最終年度となる節目の年度であり、平成20年度から実施されてきた「エコビジョン2020」に基づく岡山県の環境政策に対する取組が検証されるべき時期にある。

- (4) また、岡山県の環境政策に関し、中心的に取組を進めている環境文化部で

は、令和2年度は当初予算として約33億円（環境関係に係るもの、人件費を除く）の予算を計上しており、その予算規模は必ずしも小さいものではない。

- (5) このように環境政策については、県民にとっても身近かつ重要な問題であるうえに、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱く事項である。

岡山県が取り組んでいる環境政策に関する事業について、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

4 外部監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和2年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

5 外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

6 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁護士	上尾洋平
同補助者	弁護士	井上雅雄
同補助者	公認会計士	黒田直樹
同補助者	弁護士	井口亮
同補助者	弁護士	藤井藍沙

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

8 本監査報告書の構成

本書の構成であるが、第1章では、監査の種類や監査テーマを選定した理由等包括外部監査の概要を述べている。

第2章では、本監査の具体的な視点を明らかにするとともに、かかる監査の視点を踏まえた監査意見の表明方法を述べている。これらの監査の視点及び監査の意見表明方法を踏まえて、第5章以下において個別の事業の監査意見を述べていることから、第5章以下の各事業の監査意見をご確認いただくに当たり、監査の視点及び監査意見の表明方法については、ご留意いただきたい。

第3章では、個別事業の監査を実施する前提として、岡山県の環境政策に関する法令等や基本計画の過去の歩みや現在の状況等を明らかにしている。

第4章においては、個別の事業の監査を踏まえた結果を総括している。この章においては、監査の結果の概要を明らかにするとともに、監査人の総括的な意見を述べている。

第5章では、環境政策に関する個別の事業について、監査の結果を明らかにしている。個別の事業の監査においては、事業の概要を表に記載している。これらの表のうち「事業目的」欄及び「事業内容」欄は、監査の過程において県から提出された資料の内容を基に監査人が概要を記載したものである（ただし、表現等が不鮮明なもの等については、適宜監査人が表現を修正している。）。

最後に、第6章において、結語を述べている。

なお、本報告書においては、法令、条例、要綱及び基本計画について正式名称ではなく略語を用いる場合があるところ、その詳細については、末尾の「凡例」として記載している。

また、専門性が高い用語等については、※を付記したうえで、用語解説を末尾に設けていることから、こちらも併せてご参照いただきたい。

第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・監査テーマ及び監査テーマの選定理由 ・その他監査の概要
第2章	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の基本的な視点についての解説 ・監査の視点に基づいた監査の対象 ・監査の実施方法 ・監査意見の表明方法
第3章	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県の環境政策の歩み ・具体的な環境政策の内容
第4章	<ul style="list-style-type: none"> ・監査人の総括的な意見 ・個別事業に対する監査結果の一覧
第5章	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事業に対する監査結果
第6章	<ul style="list-style-type: none"> ・結語
巻末	<ul style="list-style-type: none"> ・凡例，用語集

第2章 監査の視点等

1 監査の基本的な視点

(1) 監査の範囲について

ア 本件の包括外部監査を実施するにあたり、監査の範囲について意見交換をする場があった。

監査人としては、文献や過去の包括外部監査報告書を確認する等して包括外部監査の対象範囲について鋭意検討したものの、包括外部監査の範囲について明確な基準を確認することはできなかった。

そこで、本件の監査の基本的な視点を明らかにする前提として、監査の範囲について、監査人の考えを述べることとする。

イ 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定している。かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

ウ また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる

ようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

エ なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重点をおいて監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

オ これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律や条例等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

以上を踏まえ、次項以降において、本件の監査テーマである岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について具体的な監査の視点を述べることとする。

(2) 財務事務の合規性

環境基本法は、第1条において「この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」としてその目的を明らかにするとともに、基本理念として、①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承（同3条）、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築（同4条）、③国際的協調による地球環境保全の積極的推進（同5条）を掲げている。

また、同法7条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関

し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」として、地方公共団体の義務を明らかにしている。

このような環境関連法の法体系を前提とすれば、地方公共団体が実施する環境政策に係る施策は、国の施策に準じた施策であること又は地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策として執行されることが不可欠である。

そのため、仮に、環境政策に関する財務事務が法令等の手続きに則って適正に執行されていたとしても、財務事務のもととなる施策（事業）が国の施策等に準じたものとなっていなければ、財務事務の執行について合規性を認めることはできない。

以上を踏まえ、本件の監査においては、個別の財務事務のもととなる施策が環境基本法等の法律や環境法に基づく基本理念、国が定める基本政策又は岡山県の条例等や基本計画等に準拠して執行されているかについて確認する。

また、環境政策に基づく事業が法令等に依拠する合理的な事業であったとしても、その財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令及び県財務規則等に基づいて適法に執行される必要がある。

本件の財務事務の合規性の監査においては、事業を遂行するための契約関係を主な監査の対象とするところ、地方自治体が契約を締結する場合に準拠すべき法律等は、下記のとおりである。

本監査においては、下記の各規定を規範として、環境政策に関する財務事務が、これらの法令等に則り、適法かつ適正に執行されているかを中心に監査する（なお、岡山県の平成27年度の包括外部監査のテーマは「委託料に関する財務事務の執行について」であり、財務事務の執行の合規性の監査については、かかる外部監査の内容を踏まえて、監査を実施している。）。

記

地方自治法

- 234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

- 167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをする

- き。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。），同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。），同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護，同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約，障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設，小規模作業所，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することに

つき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

県財務規則

- 151条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないときその他見積書を徴する必要がないときは、この限りでない。

会計要綱

【第151条関係】

(見積書の徴取の基準)

- 1 契約担当者は、契約事務の簡素化を図るため、見積書の徴取について次により取り扱うことができる。ただし、(1)のア及び(2)のキについては、一律に適用することなく、契約の種類、取扱業者の多寡等を考慮して適切に取り扱うこと。
 - (1) 2人以上の者から見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 予定価格が10万円未満であるとき。
 - イ 契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。
 - ウ 緊急の必要から他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
 - (2) 見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 会場使用料、受験手数料、受講手数料、食糧費及び電気通信役務で、契約担当者が、見積書を徴する必要がないと認めるとき。
 - イ 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入のように契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約をするとき。

- ウ 定期刊行物（新聞，雑誌等），法令集の追録その他のもので相手方によって価格差がないものを購入するとき。
- エ 災害その他特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。
- オ 生産品を売り払う場合で，買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- カ 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため，あらかじめ定まった単価で複数の相手方と同一内容の契約をしようとするとき。
- キ 予定価格が5万円未満であるとき。

業務委託に係る随意契約ガイドライン

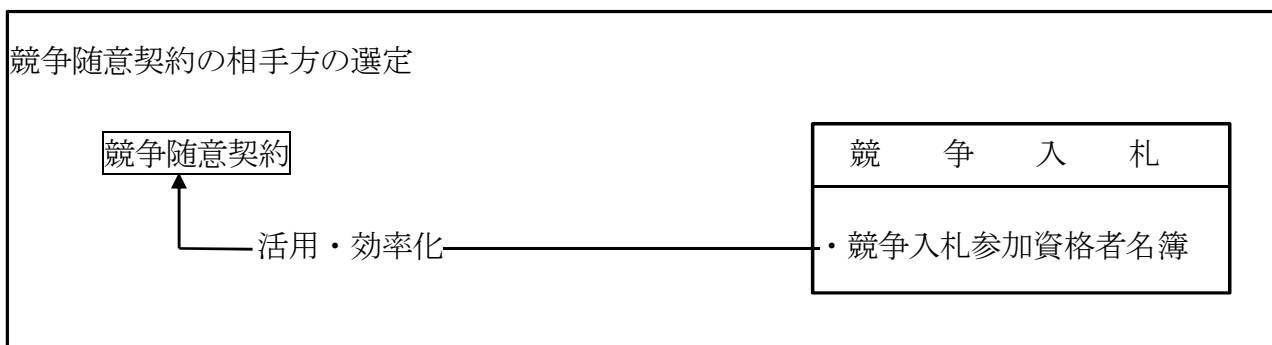
第4 運用に当たっての留意事項

随意契約は，競争入札を原則とする契約方式の例外であって，無制限に認められるものではなく，令第167条の2第1項各号のいずれかに規定する要件に適合する場合に限り適用できるものであることを十分に認識し，次に掲げる事項を遵守し適正に運用しなければならない。

1 共通的事項

- (1) 令第167条の2第1項各号の規定の運用に当たっては，規定を拡大解釈することなく適用すること。
- (2) このガイドラインで例示する項目は，可能性のある事案を記載したものであり，形式的に該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨でないことや，例示したものに限定される趣旨ではないことを考慮のうえ，慎重に判断すること。
- (3) 随意契約を行う場合は，競争入札による場合の作成方法に準じて予定価格を定めること（財務規則第150条）
- (4) 特命随意契約となる場合は，見積書提出業者が1者となることから，特に慎重に予定価格の算定を行うとともに，相手方から見積書内訳を徴取し，これを詳細に点検するなどして，適正な契約金額となるように努めること。
- (5) 政策上の目的から，公益法人等と特命随意契約している場合は，経済動向に留意しながら，毎年度積算単価を点検して適正な委託料の積算を行うこと。
- (6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては，前例や経緯，既成概念にとらわれることなく，競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。
- (7) 随意契約を行う場合は，委託契約内容の大部分が委託契約の相手方から更に第三者に再委託されることのないよう留意すること。また，再委託が見受けられる場合は，再委託先との直接契約を検討すること。

- (8) 随意契約を行う場合は、その理由及び令の該当条項並びに相手方選定理由（特命随意契約にあつては特定の者に限られる具体的理由）を明確にすること。また、予定価格が100万円（消費税等を含む。）を超えるものは、入札・契約事務審査会に諮り、随意契約の適否等を審議するものであること。（事業執行伺等記入例）
- (9) 随意契約を行う場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴取し、特別な事由がない限り、予定価格の範囲内において最低の価格で見積った者を契約の相手方とすること。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないとき、その他見積書を徴する必要がないときは、この限りでないこと。（財務規則第151条）
- (10) 随意契約における競争見積の執行回数は、原則として3回を限度として取扱うこと。
- (11) 随意契約の相手方の選定は、原則として競争入札参加資格者名簿登載者の中から行うこととする。



- (12) 技術提案型契約方式による選考委員会の設置に当たり、その審査を行う選考委員が当該業務に対する提案（応募）者と利害関係を有するときは、その提案（応募）者に係る審査に参加させないこと。

【注】 利害関係を有すると考えられる範囲は、個々の事案において契約担当者が適宜判断すべものとするが、一例として、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が提案（応募）者と直接の利害関係にある場合等が考えられる。（地方自治法第117条「議長及び議員の除斥」参照）

（「業務委託に係る随意契約ガイドライン」6頁以下抜粋）

岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）

2 設計変更の取扱い

工事の施工は、設計図書に基づいて行うものであるが、やむを得ず設計図書と実際の施工条件に差異を生じ、設計変更及び契約変更を行う場合には、次の事項に留意しなければならない。

- ① 変更見込金額が請負代金額の30%又は3,000万円を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約する。

以上

(3) 事業の有効性

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）。

環境政策における個別の財務事務についても、環境政策の目的を達成するため、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があることはいまでもない。

なお、環境問題は、岡山県内における固有の自然環境（例えば、児島湖の汚染の問題等）に関する問題のように岡山県の環境政策のみによって対応すべき問題のほか、温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の問題や海洋汚染問題のように地球規模や複数の県にまたがる問題があり、その範囲は多岐にわたっている。

このような環境問題に対する地方自治体による環境政策は、その効果を明確に判定できる場合だけでなく、その効果を定量的に判定しづらい場合がある（例えば、児島湖の汚染問題に関しては、汚染物質の増減から環境政策の効果を定量的に検証しうる一方で瀬戸内海の汚染問題や大気汚染の問題は、県境をまたぐ問題であり、岡山県が実施した環境政策の効果を定量的に判定することは容易ではないと思われる。また、啓発活動事業は、定量的な効果測定は困難である。）。

この点、環境政策について、定量的な効果が直ちに表れずとも、事業を継続することによって将来の環境の維持や改善に資する場合もあり、短期的かつ定量的な効果の有無のみをもって環境政策の有効性を評価することは早計である。

このように環境政策は、その効果を定量的に判断しづらい側面があり、かかる特徴を踏まえると、環境政策を実効的に実施するためには、その事業における目標が明確な目的意識をもって設定されること、目標の設定が合理的であること、その効果を合理的に検証されること及び検証された効果が次年度以降の事業に活かされることが極めて重要であり、かかる目標の設定及び効果の検証が適切になされなければ、事業としての有効性が乏しいにも拘らず、漫然とその改善がなされることがないまま、徒に公金が支出される恐れがある。

本監査においては、環境政策に係る事業の効果に関する目標が明確かつ合理的に設定されているのか、効果が検証されているか、かかる効果の検証手法が合理的か、その検証結果を次年度以降にどのように活かしているか等を事業の

有効性の評価指標として監査する。

(4) 事業の効率性

環境政策に基づく事業の目標の設定や効果の判定が的確になされていたとしても、事業によって得られた効果とその効果を得るために費やされた公金の額が相当なものでなければ、かかる政策の実施について、県民の納得を得ることはできない。

すなわち、投資された公金の額と得られた効果が均衡していなければ、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）と規定している趣旨を全うできない。

そのため、各環境政策に基づく事業の効果と予算の執行額が均衡しているかを監査の対象とする。

(5) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

記

ア 財務事務の合规性

- ・環境政策に関する事務の執行が環境法等の法令、環境基本条例等の条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

イ 事業の有効性

- ・事業の効果について目標が明確に設定されているのか。
- ・事業の目標の設定が合理的か。
- ・事業の効果が検証されているか。
- ・事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

ウ 事業の効率性

- ・環境政策に基づく事業の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

2 外部監査の対象

(1) 対象部署及び対象事業

環境文化部のうち、環境政策に関する財務事務及び事業に関わる部署、具体的には、環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、環境管理課、循環型社会推進課（災害廃棄物対策室を含む。）及び自然環境課を対象部署とし、上記各部署が令和2年度に予算執行した119の事業を監査対象とする。

(2) 選定理由

ア 岡山県の環境政策について、環境基本計画の立案等環境政策の中心を担っているのは環境文化部である。

なお、環境政策を担当するその他の部署としては、環境企画課が所管する環境保健センター内の環境科学部及び岡山県下に3か所所在する県民局（備前県民局、備中県民局及び美作県民局）の地域政策部環境課がある。

監査の過程において、環境保健センター及び県民局が実施する環境政策の内容等について確認したところ、環境文化部の各課が事業の企画及び予算を作成しており、環境保健センター及び県民局は、定められた企画及び予算にしたがって実際に事業を実施しているとのことであった（例えば、環境保健センターが実施する大気の実測業務は、環境管理課において企画及び予算を編成しており、環境保健センターは、専門的知見に基づいて大気の実測を実施するものである。また、環境企画課が企画する県民の意見を聴く会の一部を県民局が実施したりするとのことである。）。

このように、環境保健センター及び県民局が実施する環境政策に関する事業は、環境文化部が企画し予算を編成した事業であり、環境保健センター及び県民局が独自に環境政策を立案して実施することは、ほぼないとのことであった。

そのため、監査テーマである環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理の把握のためには、環境文化部が所管する環境政策を監査することで必要かつ十分であると判断した。

なお、環境保健センターの財務事務については、令和元年の包括外部監査「試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について」、県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行については、平成22年の包括外部監査「岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について」においてそれぞれ監査の対象とされているため、環境保健センター及び県民局の財務事務の執行については、上記各監査報告書をご参照いただきたい。

なお、環境文化部には、上記の課のほか、文化振興課、スポーツ振興課及び全国植樹祭推進室が存在するが、上記各課は、環境政策とは関わっていない。

ことから、監査対象部署とはしていない。

イ また、対象事業については、岡山県の環境政策全般を監査の対象とするため、対象事業を選別することなく監査対象部署が令和2年度に予算執行した全ての事業を監査の対象とした。

3 外部監査の実施方法

(1) 環境関連法体系の理解

ア 環境関連法令等の理解

環境基本法をはじめ、国内の環境政策に関する法体系を把握するとともに、平成30年4月に策定された国の第5次環境基本計画の内容を精査した。

イ 岡山県の環境法令等、環境基本計画及び要綱等の理解

岡山県の環境政策に関する条例等を精査するとともに、環境政策の根幹となる環境基本計画エコビジョン2020及びエコビジョン2040の内容を精査した。

ウ 近隣県の環境基本計画の把握

岡山県の近隣県の環境政策の取組状況を把握するため、岡山県を除く中国4県、四国4県及び兵庫県の内容を把握した。

(2) 環境政策の全体像に関する資料の徴求及びヒアリング

岡山県の環境政策の全体像を把握するため、令和3年7月2日、岡山県の環境政策を担っている環境文化部の担当者と面談を実施のうえ、岡山県の環境政策全般の概要資料の提出を受けるとともに、その内容について説明を受けた。

(3) 資料の実査

岡山県の環境政策全般の概要資料（委託に係る稟議資料や仕様書、見積書、委託契約書、会議の議事録、事業の報告書などの資料一式）の内容を精査したうえで、個別の事業について、同年9月に1次的な質問を実施するとともに、事業に関する資料を追加で徴求し、下記のとおり、資料を実査した。

記

9月27日 : 環境企画課所管事業の資料の実査

9月28日 : 新エネルギー・温暖化対策室所管事業の資料の実査

10月6日 : 自然環境課所管事業の資料の実査

10月11日 : 循環型社会推進課・災害廃棄物対策室所管事業の資料の実査

10月20日 : 環境管理課所管事業の資料の実査

(4) 第1次ヒアリング

資料の実査及び1次的な質問の回答内容を踏まえて、監査対象とする環境政策に関する財務事務及び事業について、担当部署の責任者及び担当者に対して事業の内容や実施状況を把握するため、下記のとおりヒアリングを実施した。

記

10月7日：環境企画課所管事業に対するヒアリング

10月8日：新エネルギー・温暖化対策室所管事業に対するヒアリング

10月19日：自然環境課所管事業に対するヒアリング

10月22日：循環型社会推進課・災害廃棄物対策室所管事業に対するヒアリング

10月28日：環境管理課所管事業に対するヒアリング

(5) 運用現場の視察、事業等の管理状況の確認

令和3年12月24日、岡山県和気町に所在する自然保護センターを訪問し、指定管理に係る備品の管理状況等を確認するとともに、指定管理の状況について質疑応答をした。

(6) 第2次ヒアリング

監査人において、いったん監査意見を作成し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、下記のとおり、担当課の職員からヒアリングを実施した。

記

2月3日：環境企画課、循環型社会推進課・災害廃棄物対策室及び自然環境課の所管事業

2月7日：新エネルギー・温暖化対策室及び環境管理課の所管事業

(7) 第3次ヒアリング

監査人において、監査意見を修正し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、3月2日に環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、循環型社会推進課及び自然環境課の職員から改めてヒアリングを実施した。

4 監査意見の表明方法

環境政策に関する事業は多岐にわたることから、それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であると考えます。

もっとも、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」、

「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず、監査の意義が乏しいものとなるおそれがある。

そこで、指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として、監査の基本的視点において提示した3つの視点から、各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに、上記の評価と関連付けて、各事業の監査項目について、監査人が速やかに改善すべき重要事項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

記

- A：違法又は不適當な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適當な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適當な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適當な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

第3章 岡山県の環境政策

1 環境政策に関する法体系

環境基本法 [環境基本計画]
岡山県環境基本条例 [岡山県環境基本計画/エコビジョン]



2 岡山県の環境政策の歩み

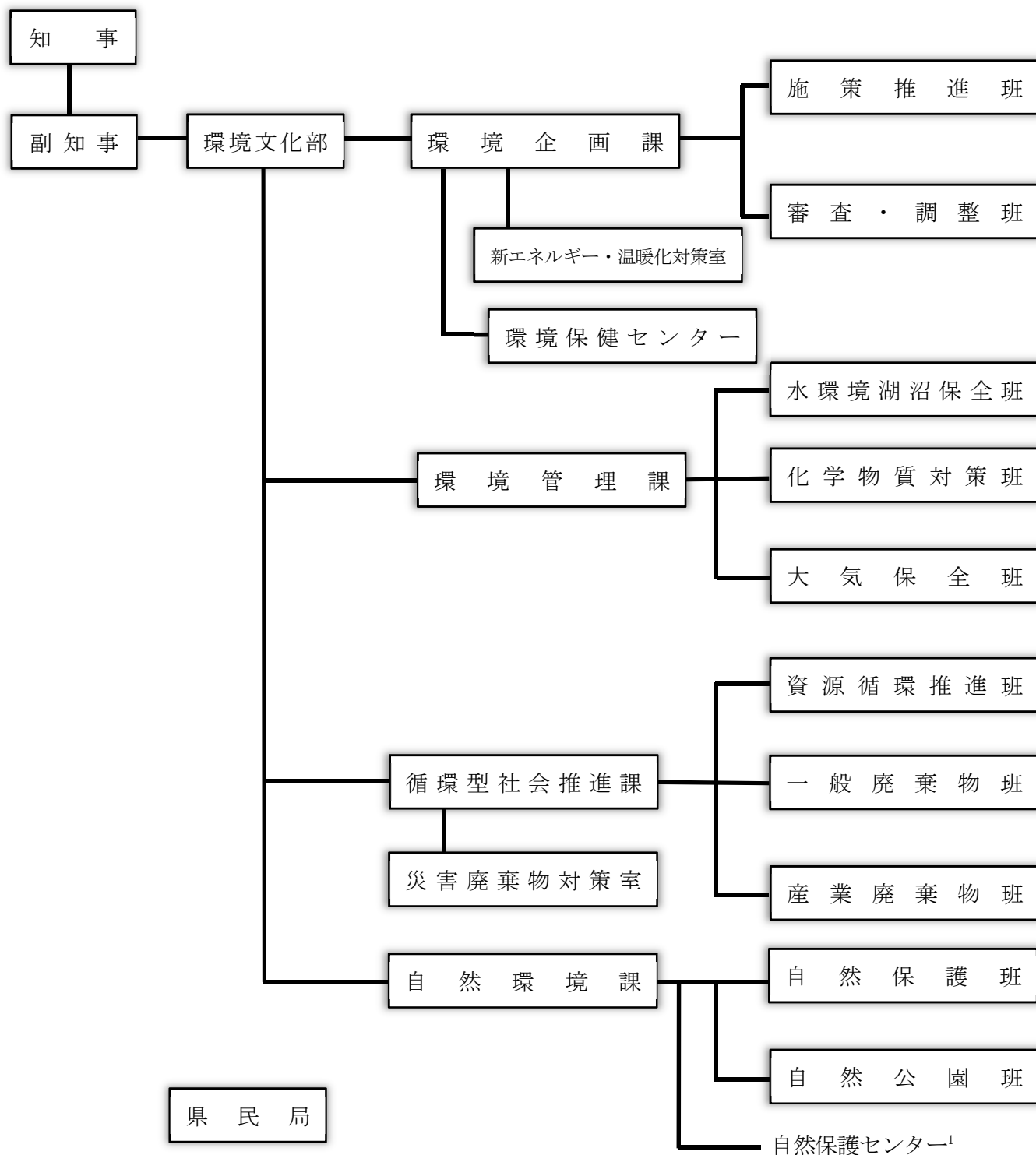
岡山県は、平成8年10月、岡山県の恵まれた環境を保全するため、環境の保全について基本理念を定めるとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにすること及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境条例を制定した。

環境条例は平成9年4月に施行され、同条例に基づき岡山県において最初の環境基本計画であるエコビジョン2010が策定されることとなったが、その後の環境条例に基づく岡山県の環境政策の具体的な歩みは下記のとおりである。（エコビジョン2040．80頁参照）

記

年月	岡山県の動向	外部要因
平成8年10月	環境基本条例 制定	
平成9年4月	環境基本条例 施行	
平成10年3月	岡山県環境基本計画 エコビジョン2010 策定	
平成15年3月	エコビジョン2010 改定	
平成20年2月	新岡山環境基本計画 エコビジョン2020 策定	
平成22年10月		愛知目標* 採択
平成25年2月	エコビジョン2020 改定	
平成26年2月	エコビジョン2020 一部修正	
平成27年12月		パリ協定* 採択
平成29年2月	エコビジョン2020 2次改訂	
平成30年4月		第5次 環境基本計画* 策定
令和元年6月		大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 合意*
令和3年2月	岡山県環境基本計画 エコビジョン2040 策定	
令和12年		SDGs*目標年
令和32年		温室効果ガス排出実質ゼロ目標年

3 岡山県の環境政策関係行政組織



¹ 指定管理者：公益財団法人岡山県環境保全事業団

4 環境基本計画

(1) 環境基本計画の目的及び位置づけ

ア 環境条例は、基本理念として、以下の3点を掲げている。

〈基本理念〉

- ①環境の保全是、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行わなければならない。
- ②環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然の共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行わなければならない。
- ③地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(環境条例3条)

イ 同条例10条1項は「知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。」として、知事に対し、環境基本計画の策定を義務付けており、環境基本計画は、こうした条例が掲げる基本理念のもと環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されるものである。

ウ また、同条2項は、環境基本計画において定めるべき事項として、①環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を掲げており、環境基本計画は、これらの事項を詳細に定め、上記基本理念を実現すべく環境政策を進める役割を担っている。

(2) 環境基本計画の期間

ア エコビジョン2010

平成10年(1998年)から平成20年(2008年)

イ エコビジョン2020

平成20年（2008年）から平成32年（2020年）

ウ エコビジョン2040

- ・長期的な視点（計画の目指す姿を実現しようとする年次）
令和22年（2040年）頃
- ・長期的な視点（計画の目指す姿を実現しようとする年次）
令和3年（2021年）から令和6年（2024年）

(3) 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の策定経過

開催日時等	事項	内容
令和元年 12月13日	岡山県環境審議会への諮問	県から岡山県環境審議会に対し、次期岡山環境基本計画の策定について諮問
令和2年 1月10日	岡山県環境審議会政策部会	策定方針について審議
5月	環境に関する県民等意見調査	県民2500名・事業所500社に対し、環境に関するアンケート調査を実施
8月3日	岡山大学エコミーティング	岡山大学の学生から意見聴取
8月13日	県大エコミーティング①	岡山県立大学の学生から意見聴取
8月19日	県民の意見を聴く会(美作県民局管内)	県民・事業者から意見聴取
8月21日	県大エコミーティング②	岡山県立大学の学生から意見聴取
8月25日	県民の意見を聴く会(備中県民局管内)	県民・事業者から意見聴取
8月27日	県民の意見を聴く会(備前県民局管内)	県民・事業者から意見聴取
9月4日	岡山県環境審議会政策部会	骨子案について審議
9月28日	企業から意見聴取	倉敷市内の企業から意見聴取
11月2日	岡山県環境審議会政策部会	素案について審議
11月20日～ 12月19日	パブリックコメント	素案についてパブリックコメントを実施
令和3年 1月20日	岡山県環境審議会政策部会	修正案について審議
2月5日	岡山県環境審議会から答申	岡山県環境審議会から県に対し、次期岡山環境基本計画の策定について答申
2月8日	計画策定	岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）を正式決定
2月22日	県議会2月定例会議に報告	件の基本的な計画として、策定したことを報告
3月	策定公表	冊子・要約版により改めて公表

(4) 環境基本計画において目指す将来の姿

ア エコビジョン2040において、環境基本計画に基づき、目指す将来の姿について、以下のとおり、明らかにされている（エコビジョン2040. 36頁）。

<目指す姿>

より良い環境に恵まれた持続可能な社会

～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～

そして、それが達成された将来の姿を

- 気候変動対策が進んでいる社会
- 資源循環の仕組みが構築された社会
- 安全・安心な生活環境に囲まれた社会
- 自然と共生した社会
- 環境保全と経済的発展が両立し、一人ひとりの意識やかかわりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会。

として、その具体的なイメージを描きます。

イ エコビジョン2040は、「目指す将来の姿」を実現するため、以下の4つの基本目標及び2つの横断的視点を掲げている。

基本目標Ⅰ	気候変動対策（緩和・適応）の推進 重点プログラム：23 指標：14
基本目標Ⅱ	循環型社会の形成 重点プログラム：23 指標：14
基本目標Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全と創出 重点プログラム：23 指標：14
基本目標Ⅳ	自然と共生した社会の形成 重点プログラム：23 指標：14
横断的な視点Ⅰ	環境の未来を支える担い手づくり 重点プログラム：23 指標：14
横断的な視点Ⅱ	環境の未来を創る経済振興 重点プログラム：23 指標：14

(5) 具体的な取組み

ア 前項に掲げられた「基本目標」とは、目指す姿の実現に向けた施策の柱であり、「横断的な視点」とは、基本目標を進めるうえでの土台とされている。また、重点プログラムは、基本目標及び横断的な視点に沿って重点的に進める取組であり、指標は、取組による達成目標、重点プログラムの進捗を評価するための数値目標である。

このように、環境基本計画で掲げられた目指す姿の実現するための具体的な取り組みとして、重点プログラムが策定されており、かかる重点プログラムを実践することで、目指す姿を実現するとされている。

なお、具体的な重点プログラム及び指標は、26頁以下に記載のとおりである。

イ 本監査においては、環境基本計画についても監査の対象としていることから、以下のとおり、重点プログラムの内容を明らかにするとともに、エコビジョン2020における重点プログラムと対比して、エコビジョン2020が策定された平成20年当時と現在の環境政策に関する進捗度合いを把握する。

(6) 環境基本計画の進め方

環境基本計画の進め方について、エコビジョン2040においては、下記のとおり、説明されている。

記

1 推進体制

(1) 連携・協働の体制

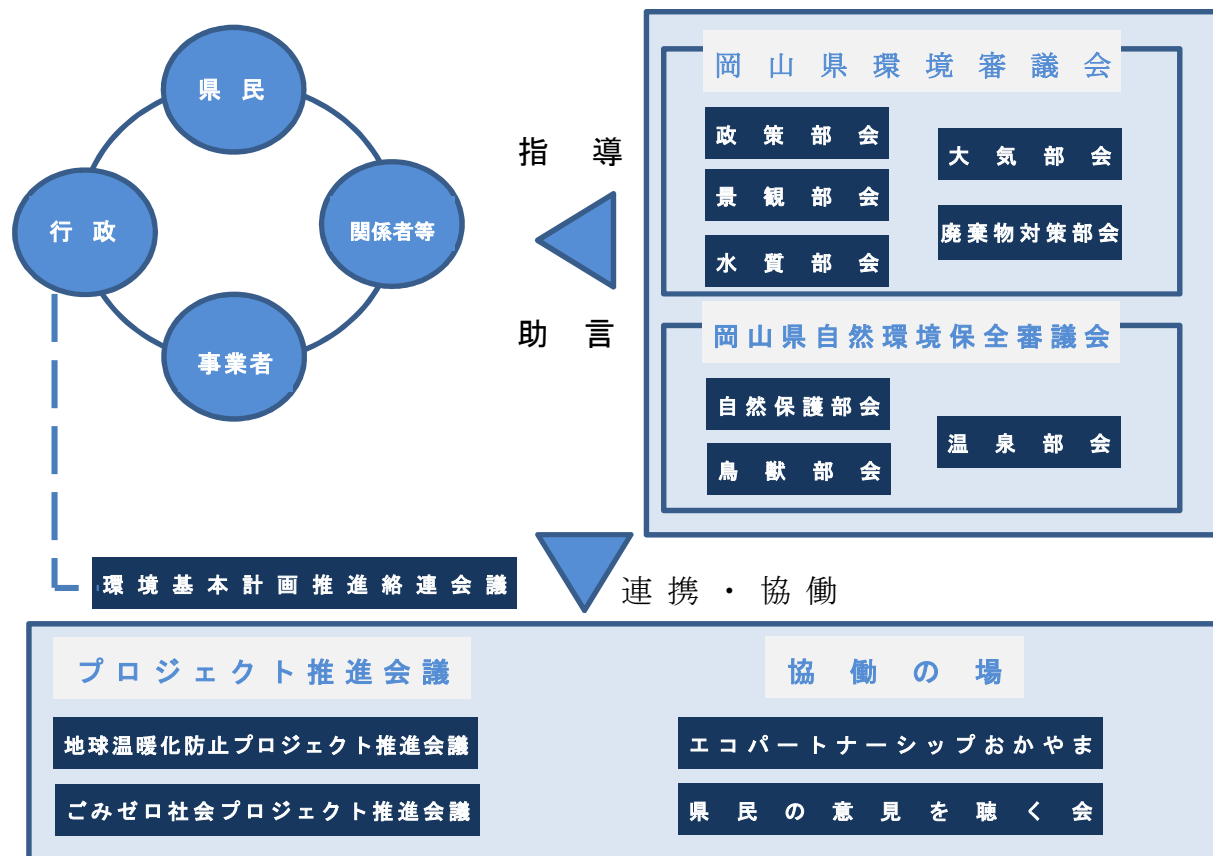
県民、事業者、関係者・関係団体、行政などあらゆる主体が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有するとともに、関係団体間のネットワーク化も図りながら、“参加と協働”により計画を推進します。

そのため、県民、NPOなどの各種団体、事業者等の参加のもとで意見交換を行う会議を定期的で開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民や事業者、有識者、行政等がとくに緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」「ごみゼロ社会づくり」などについては、関係者より構成されるプロジェクト推進会議^{*}を中心に、強力な推進を図ります。

また、ますます複雑化多様化する環境問題に対応するため、県庁内の部局横断組織である「環境基本計画推進連絡会議」などを通じて部局間の連携・調整を図り、行政のあらゆる分野の施策・事業において環境への配慮がなされるよう、本計画の推進状況等を共有しながら、関連施策を推進していきます。

さらに、有識者からなる「岡山県環境審議会」の政策部会において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況について助言等をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

【連携・協働の体制】



(2) 進捗管理と継続的改善 ～「短期的な取組」の推進～

●PDCAによる管理

計画の進捗に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認・評価）、Action（見直し）のサイクルに沿って、取組の進み具合や数値目標の達成状況等を確認するとともに、岡山県環境審議会の意見等を踏まえた見直しを随時行い、実効性を確保します。

●毎年度の公表

上記による確認・評価の結果は、毎年度、岡山環境白書や県のホームページ等を通じて広く公表します。

公表に当たっては、県の取組の状況や成果ができるだけ分かりやすく伝わるよう、内容のまとめ方や掲載の仕方について工夫を図ります。

●状況に合わせた改善

毎年度の確認・評価を踏まえ、また、環境保全に係る新たな課題等に応じ、適宜修正を加えるなど、改善を図りながら取組を進めます。

また、感染症の流行・拡大など、社会・経済全般に大きな影響を及ぼすような情勢の変化により、取組の推進に支障が生じる事態となった場合、あるいは、画期的な研究開発・技術革新により、取組の進め方や手法が大きく変わるような場合は、その状況を見極めながら、計画に掲げた取組や指標を見直すなど、柔軟に対応します。

(3) 計画の見直し ～「長期的な視点」の中間評価～

長期的な視点による目標年次（令和22（2040）年頃）の中間地点となる令和12（2030）年をめどに、地球温暖化の状況や環境保全に関する国内外の動き、政策の方向性など、取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行います。

その上で、必要な場合は、岡山県環境審議会にも諮りながら、長期的な視点も含め計画全般について見直すなど、適切に対応することとします。

2 取組の内容に応じた実施方法の工夫

計画に位置付けた取組の実施にあたっては、それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。

具体的には、デジタル化の進展や、感染症対策としての「新しい生活様式」の普及定着を踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に取り入れていくことを、取組ごとに検討します。

【気候変動対策（緩和・適応の推進）】

I 新エネルギーの導入推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
太陽光発電の導入促進	家庭や地域において太陽光発電の一層の導入を目指す取組を推進する。	努力目標：県内に設置された太陽光発電容量を3500メガワットとする（H27時点817メガワット）。	努力目標：令和6年度までに県内に設置された太陽光発電容量を3500メガワットとする（R1時点1802メガワット）
木質バイオマスのエネルギー利用推進	木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーの導入によりエネルギー転換を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
情報の発信と地域資源を生かした取組の推進	新エネルギーについてセミナーや研修会を通じて広く情報の発信共有を図る等。	努力目標：新エネルギー関係セミナーへの参加者数3500人（H27時点は2027人）	努力目標：令和6年度までに新エネルギー関係セミナーへの参加者数3500人（R1時点は2889人）
地域ぐるみで進めるスマートコミュニティ [*] の推進	新エネルギーの導入等による創エネや省エネ、蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティの実現を目指す。	努力目標：令和2年度までに新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域数を10とする	努力目標：令和6年度までに新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域数を19とする（R1時点は9）
小水力発電の導入促進	県内の河川や農業用水さらには排水を利用した小水力発電の導入を促進する、	努力目標：小水力発電設備の導入数40（H27時点は12）。	記述なし。
野菜・花・木の栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大	中山間地域 [*] など商業電気がない場で野菜等を栽培する場合、小規模太陽光発電を用いた自動かん水システムの導入を推進する。	努力目標：令和2年度までに太陽光発電による自動冠水システムを導入した施設の数115	記述なし。
県民参加による発電施設設置の普及拡大	県民からの寄付や市民ファンド等を活用した市民協働発電所の整備等自然の恵みを電力等のエネルギーに変える県民参加型の取組を普及する。	努力目標：令和2年度までに県民参加による発電施設数を80とする。	記述なし。
新エネルギー産業クラスターの形成	今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、産官学で計構成される新エネルギー産業クラスターを形成し、競争力のある新技術・新製品の研究開発と事業化を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

II 省エネルギーの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
オフィスビル等の省エネルギー化の推進	建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の中地を図ること等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
県有施設等の省エネルギー化の推進	県有施設への省エネ設備・機器の導入，エネルギーの見える化，新エネルギーの導入等により県自ら率先して節電・省エネルギーに取り組む。	努力目標：令和2年度までに県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量を68,808tとする。	令和元年の温室効果ガス排出量は59,795 t/年であり，令和4年度の目標73,675 t/年を達成しているが，さらなる削減に努める。
省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大	住宅性能表示制度等の認知度の向上，省エネ措置の届出制度等の周知により，省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
省エネルギー型機器等の普及拡大	「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員を通じて，太陽光熱利用システム等の省エネ型機器の積極的な選択を促すこと等	努力目標：令和2年度までに1世帯当たりのエネルギー消費量を35.6GJとする。	努力目標：令和6年度までに家庭用燃料電池の導入台数2600台

III 脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
アースキーパーメンバーシップ制度の促進	省エネ等による環境負担低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し会員の活動を支援する。	努力目標：令和2年度までにアースキーパーメンバーシップ会員数14,000人	努力目標：令和6年度までにアースキーパーメンバーシップ会員数16,000人 (R1時点13,537)
COOL CHOICE (賢い選択) の推進	温暖化対策に資するあらゆる賢い選択 (COOL CHOICE) が広がるよう積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促す。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までにCOOL CHOICE 宣言企業・団体数300 (R1時点272)
エコドライブの推進	エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し，環境にやさしい自動車運転の推進を図る。	努力目標：令和2年度までに自動車1台当たりのエネルギー消費量を37.7GJとし，エコドライブ宣言者数29,000人	努力目標：令和6年度までにエコドライブ宣言者数47,000人 (R1時点35,456人)
地球にやさしい移動手段の選択	「公共交通利用の日」や「スマート通勤おかやま」「ノーマイカーデー」等の設定により県民等の自動車利用抑制に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

IV 環境費配慮した交通環境の整備と活用の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
信号灯器の LED 化の推進	従来の電球式信号器に比べ消費電力が約 1/4 となる LED 信号灯器の設置を推進する。	努力目標：令和2年度までに信号灯器の LED 化率を 65%とする。	努力目標：令和6年度までに信号灯器のLED化率87% (R1 時点：67.1%)
県公用車へのエコカーの率先導入	エコカーについて県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき県公用車への率先導入を務める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
電気自動車等 (EV, PHEV, FCV) の普及促進	環境性能が高い電気自動車 (EV) , プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) 及び燃料電池自動車 (FCV) について、普及促進に取り組む。	努力目標：令和2年度までに電気自動車等の普及台数 6,000 台	努力目標：令和6年度までに電気自動車等の普及台数 8,600 台 (R1 時点 5,797 台)
道路交通の円滑化の推進	交通渋滞の緩和や人や物のスムーズな移動を確保するため、現道の拡幅や交通量の分散等を図る。	努力目標：令和2年度までに信号機の高性能化数 500) 及び高度化ビーコン整備数 500	努力目標：令和6年度までに主要渋滞か所数を 45 か所 (R1 時点 50) , 信号機の高性能化数 630 (R1 時点 504) 及び高度化ビーコン整備数 790 (R1 時点 569)
バス・電車の利用促進	バス事業者や鉄道事業者で実施されているパークアンドライド*や環境定期券等**の広報啓発によるバス・電車等の利用を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

V 温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制	県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表すること等を通じて事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を推進する。	努力目標：令和2年度までに製造品出荷当たりのエネルギー消費量を 83.2GJ*とし、業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量を 847MJ*とする。	努力目標：令和6年度までに岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量 2,895 万 t (R1 時点 3,281 万 t)
フロン類の排出抑制の推進	オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン類を私用している第一種特定製品の管理者に対し、フロン類回収等管理者の義務を周知徹底する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

公益的機能を高めるための森林整備の推進	林業経営が見込める人工林においては森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は針広混交林へと誘導することで豊かな森林の育成・保全に努める。	努力目標：令和2年度までに保安林*面積を 152,600ヘクタールとする。	具体的な指標なし。
県民参加による森づくりの推進	「おかやま森づくりサポートセンター」の運営支援を通じて、森林の保全活動を促進する。	努力目標：令和2年度までに森づくり活動への参加企業数 30	努力目標：令和6年度までに森づくり活動への参加企業数 28 (R1 時点は 26)
都市緑化等の推進	ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策として、事務所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VI 気候変動への対応

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
適応計画の策定と推進	県域における自然的経済的社会的状況に応じた地域気候変動適応計画を策定し、取組を実行する。	記述なし。	具体的な指標なし。
適応の推進体制の整備	県域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を終始し、整理、分析及び提供を行う体制を整備する。	記述なし。	具体的な指標なし。

【循環型社会の形成】

I 循環型社会実現に向けた意識改革と実践

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
「おかやま・もったいない運動」の推進	3R について、県民一人ひとりの意識改革と行動実践を促すため、各種イベントの開催により、「おかやま・もったいない運動」を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
プラスチック 3R の推進	プラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行う。	記述なし。	具体的な指標なし。
食品ロス削減の推進	食品ロスについて、消費者、事業者及び行政の役割を明確にするとともに、具体的な削減方法等を示した腕、削減の取組を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

循環資源マッチングシステムの利用促進	循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに循環資源登録数 470 (R1 時点 441)
マイバッグ運動の推進	買い物にマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者及び行政が一体となって展開する。	具体的な指標なし。	記述なし。

II 一般廃棄物3Rの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
循環型社会づくりに向けた処理システムの構築	循環型社会づくりに向けて廃棄物の排出抑制、循環的利用とともに費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な取組に関する助言や技術的援助を行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
ごみの分別収集の徹底	容器包装廃棄物の分別収集の徹底に向けた助言のほか、先進的な自治体の取組、家電品の回収体制の構築等について情報提供を行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
リサイクル関連法の周知徹底	一般廃棄物のリサイクルの促進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図る。	努力目標：令和2年度までに一人当たりのごみ排出量を1日 935g、一般廃棄物のリサイクル率 32.7%、一般廃棄物の最終処分量1日 86.5t、家庭系ごみの1日の排出量 500g、使用済み小型家電回収市町村数 22。	努力目標：令和6年度までに一般廃棄物の排出抑制・資源化率 97% (R1 時点は 96.3%)
家電のリサイクルの推進	使用済家電製品が家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき適正にリサイクルされるよう市町村による回収体制の構築に対して、技術的援助を行うとともに、県民に対して、法制度等について周知を行い、不適正処理対策を進める。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅲ 産業廃棄物3Rの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
排出事業者に対する指導・助言	廃棄物処理契約や実績報告への指導・助言，ホームページでの公表により，排出事業者の自主的な排出抑制，再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
リサイクル関連法の周知・徹底	建設リサイクル法，自動車リサイクル法及び食品リサイクル法の関係事業者に対し，制度の周知や法令順守の徹底等を行い，産業廃棄物の適正処理及び3Rを推進する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに産業廃棄物の排出抑制・資源化率96%（H30時点95.6%）
3Rに関する広域ネットワークの形成	3Rに関する新技術やビジネスモデル，各種循環資源に関する情報提供等により県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図る。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
公共工事に係る廃棄物の再資源化	県の工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材廃棄物に建設汚泥を加えた建設廃棄物の再資源化に努める。	努力目標：令和2年度までに産業廃棄物の排出量を年間5649t，産業廃棄物のリサイクル率を45.4%，産業廃棄物の最終処理分量を年間303tとする。	努力目標：令和6年度までに建設廃棄物の再資源化率100%（R1時点は74.8%から100%）
循環型社会形成推進モデル事業の推進	循環型社会形成モデル事業（地域ミニエコタウン事業）を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
岡山エコタウンを生かした環境学習の推進	地域ぐるみの先導的リサイクルモデルの見学等を通じて循環型社会形成について学習する機会の提供を支援する。	具体的な指標なし。	記述なし。
ごみゼロガイドライン※の推進	排出量の多い汚泥，鉦さい，ばいじん，燃え殻，廃プラスチック類について，排出事業者に対して，ごみゼロガイドラインに沿った取組を促すとともに，更なる取組を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

IV 廃棄物の適正処理の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	市町村に対し廃棄物施設の計画的な整備に対する助言等の技術的援助を行うとともに国の循環型社会形成推進交付金制度の活用を働きかける。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導	排出事業者や処理業者への立入検査などにより産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対して改善命令や許可取消等の行政処分や警察と連携して厳正な対処をする。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
PCB 廃棄物の計画的な処理の推進	PCB 廃棄物の保管、処理状況を把握し、保管事業者等に適正な保管および処分を指導し、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進	農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等と連携し、地域における回収・処理体制の充実等を図る。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率 40%（R1 時点は 15.6%）
産業廃棄物の広域的な移動に対する対応	産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われていること等から他県との調整を図りながら的確な対応に努める。	記述なし。	具体的な指標なし。

V 不法投棄等の根絶と環境美化の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
不法投棄等の防止と早期発見	産業廃棄物監視指導員による監視パトロールや夜間休日監視、上空監視等により不法投棄の防止と早期発見に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
海ごみ対策の推進	市町村や経済団体等と連携し、瀬戸内海のごみの発生抑制や回収処理に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
地域の活動の促進	環境保全団体や民間ボランティア団体等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VI 災害に対する備え

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
円滑な処理体制づくり	災害廃棄物の発生に備えて、国、市町村、関係事業者団体、他の都道府県との協力・支援体制を整備するとともに、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育訓練等により円滑な処理体制の構築を図る。	努力目標：令和2年度までに災害廃棄物処理計画策定市町村数を19とする。	努力目標：令和6年度までに災害廃棄物処理計画策定市町村数を27とする（R1時点は14）

【安全・安心な生活環境の保全と創出】

I 大気環境の保全

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
工場・事業場対策の推進	工場・事業場への立入検査の実施等により排ガス等の基準を順守させるとともに揮発性有機化合物の削減対策についても指導する。	努力目標：令和2年度までに工場・事業場の排ガス等基準適合率を100%とする。	努力目標：令和6年度までに工場・事業場の排ガス等基準適合率を100%とする（R1時点は98%）
大気汚染防止夏期対策の実施	夏期を中心に大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施する。	努力目標：令和2年度までにオキシダント情報等メール配信登録者数を18,000人とする。	努力目標：令和6年度までにオキシダント情報等メール配信登録者数を22000人とする（R1時点は16,894人）
微粒子状物質（PM2.5）対策の推進	PM2.5が高濃度になる恐れがあると判断される日は県民に対する注意喚起を行う。また、PM2.5の原因の一つである稲わらを野焼きせず、有効利用を促す。	努力目標：令和2年度までにPM2.5環境基準達成率を30%、PM2.5注意喚起メール配信登録者数を40,000人とする。	努力目標：令和6年度までにPM2.5環境基準達成率を85%とする（R1時点は55.7）
ディーゼル自動車粒子状物質削減の推進	環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル社に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに低公害車等への代替を促す。	努力目標：令和2年度までにディーゼル自動車粒子状物質対策済率を85%とする。	努力目標：令和6年度までにディーゼル自動車粒子状物質対策済率を80%とする（R1時点は72.8%）

II 水質環境の保全

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
生活排水対策の推進	クリーンライフ100構想等に基づき、生活排水処理施設の整備を促進すること等	努力目標：令和2年度までに単純処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換数を340基、汚水処理人口普及率を88%とする。	努力目標：令和6年度までに汚水処理人口普及率を92.1%とする（R1時点は87.3%）

工場・事業場対策の推進	特定事業場の立入検査等により排水基準，総量規制基準の順守を徹底する等	努力目標：令和2年度までに工場・事業場の排水基準適合率を98%とする。	努力目標：令和6年度までに工場・事業場の排水基準適合率を98%とする（R1時点は93.3%）
環境に配慮した水辺づくり	水辺の動植物，景観等の自然環境や親水性に配慮した農業用排水路の整備に努めるとともに，市町村との協働，伐採木の無償配布等を通じて地域住民の参画を促し，より環境に配慮した水辺づくりに取り組む。	努力目標：令和2年度までに蛍の生息地個所数330，ふるさとの川リフレッシュ事業*を実施した個所数150とする。	記述なし。

Ⅲ 児島湖水質保全対策の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン2020	エコビジョン2040
児島湖再生の推進	湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため，関係機関，関係団体等との緊密な連携により各種事業の円滑な推進を図る等。	努力目標：令和2年度までに児島湖の水質目標値 COD *6.8mg/lとする（H30時点は7.2）また，合併処理浄化槽の設置基数を5360，浄化水の導入量を60.0，ヨシ原の管理免責を150000㎡とする。	努力目標：令和6年度までに児島湖の水質目標値 COD *7.2mg/lとする（R1時点は8.1）また，児島湖の環境水の導入量を2.4m ³ とする（R1時点は0）
児島湖流域下水道事業の推進	岡山市，倉敷市，玉野市，早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図る等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

Ⅳ 瀬戸内海の保全と再生

事業概要	事業目的	エコビジョン2020	エコビジョン2040
沿岸域の環境の保全，再生及び創出	アマモ場等の保全及び再生の取組を支援するとともに，漁場環境改善のための資源回復を図る。また，岡山県自然海浜保全地区条例に基づき，指定区域内における建築行為等の規制を行う等。	努力目標：令和2年度までに里海*整備個所4か所，環境学習の場として活用自然海岸数を5とする。	努力目標：毎年自然海岸を活用した環境学習を5回行う（R1時点は5回）。
水質の保全及び管理	生活排水対策，事業場による送水基準の遵守徹底等により瀬戸内海の水質環境基準を達成する。	努力目標：令和2年度までに汚濁負荷の削減目標としてCODを32，窒素を37，りんを1.9とする。	具体的な指標なし。
瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全	瀬戸内海国立公園に指定されている地域について，優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底化を図る等。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

水産資源の持続的な利用の確保	科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施する等。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
----------------	--------------------------------	-----------	-----------

V 騒音・振動・悪臭の防止

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
道路交通，航空機，新幹線鉄道の騒音・振動対策	道路や新幹線沿線，空港周辺の環境調査を実施する等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定	関係機関と協議し，順次，環境基準の類型あてはめ [*] を行う等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VI 土壌・地下水汚染の防止

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
工場・事業者対策の推進	工場及び事業場への立入検査等により，水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導する等。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VII 有害価格物質による環境汚染の防止

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
有害大気汚染物質対策の推進	ダイオキシン類やベンゼン [*] 等の環境中の濃度を的確に把握するとともに発生源に対する指導を通じて排出抑制を図る。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに有害大気汚染物質等の環境基準及び指針値を100%とする（R1 時点は93%）
有害化学物質対策の促進	残留性の高い化学物質について，環境調査を実施し，データの蓄積を図るとともに新たな知見の集積に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
アスベスト対策の推進	アスベストの飛散防止を図るため，建築物等の解体现場への立入検査や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VIII 環境放射線の監視

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境放射線の監視測定の実施	環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するおととも放射線に関する知識の普及に努める等	記述なし。	具体的な指標なし。

【自然と共生した社会の形成】

I 自然公園等の保護と利用促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
自然公園等の魅力向上に向けた取組	豊かな自然や優れた景観を保護するとともに、国の国立公園満喫プロジェクト*と連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図る。	努力目標：令和2年度までに年間自然公園利用者を1450万人とする（H27時点は1216万人）	努力目標：令和6年度までに年間自然公園利用者を1210万人とする（R1時点は1100万人）
自然と調和した開発の指導	環境影響評価*手法の活用や自然保護協定の締結により、既存植生の保護や改変地の緑化等適切な指導を行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
自然公園等の適切な利用指導	自然公園指導員*や自然保護推進員等*と連携し、自然公園等の適切な利用指導に努める。	努力目標：令和2年度までに自然保護推進員数を100人とする。	記述なし。

II 野生生物の保護と適正な管理の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
レッドデータブックの充実と活用	希少野生動植物について、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査を進めるとともに、希少野生動植物の保護について県民の理解を深め、保護活動を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
希少野生動植物の保護	岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物*に指定しその生息・生育環境を含め保護活動を推進する。	努力目標：令和2年度までに希少野生動植物（条例指定等）の保護に取り組む地域数を12とする。	具体的な指標なし。

鳥獣保護対策の推進	鳥獣保護区 [*] 等について、指定を行うとともに、鳥獣の定期的な巡視等適切な保護管理に努めるとともに、鳥獣保護センター [*] を活用して傷病鳥獣救護の取組を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
特定鳥獣保護・管理対策の推進	ツキノワグマとのすみ分け等の対策を実施するとともに、ニホンジカ及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防止対策等を総合的に行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
狩猟者の確保	鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
外来生物 [*] に関する普及啓発等の推進	ホームページや各種普及啓発資料の作成等により、外来生物に関する普及啓発を推進するとともに、普及啓発を行う人材の確保に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

Ⅲ 自然とのふれあいの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
自然環境学習等の推進	自然環境学習を支援するとともに、環境学習出前講座等を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努める。	努力目標：令和2年度までに自然保護センターの利用者を年間4万人とする。	努力目標：令和6年度までに自然保護センターの利用者を年間4万人とする（R1時点は3万2438人）
自然とふれあえる体験の場や機会の充実	自然環境学習や林業体験などの自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに情報収集及び提供に努める。	努力目標：令和2年度までに長距離自然歩道の利用者数を190万人とするほか身近な自然体験プログラムの参加者数を3万人とする。	努力目標：令和6年度までに長距離自然歩道の利用者数を160万人とする（R1時点は143万人）ほか身近な自然体験プログラムの参加者数を3万人とする（R1時点は2万8636人）
ニューツーリズムの推進	エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等ニューツーリズムの普及を図るとともに、これらの推進に関する市町村等の取組を支援する。	具体的な指標なし。	記述なし。

IV 里地・里山の保全

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
農地・農業用水等の保全	農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加による協働による農地・農業用水の資源の適切な保管理、生態系保全、景観形成等の活動を支援する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
都市と農村との交流推進	「おかやま晴れの国ぐらし」において、交流イベントについて情報発信し、都市と農村の交流を推進する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに岡山移住候補地体感ツアーを年2回開催する（R1時点は年2回）

V 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
森林の整備による快適な環境の保全	人工林において、少花粉苗木による再造成を推進して若齢林を造成し、人工林資源の回復を図るとともに、間伐の遅れた人工林の解消を図る。	努力目標：令和2年度までに少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合を90%とする。	努力目標：令和6年度までに少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合を100%とする（R1時点は96.6%）
都市と近郊のみどりの創出	自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備や街路樹、河川等によるみどりのネットワークの形成を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
緑化推進体制の充実	みどりの少年隊の育成強化、緑の募金活動*を進め、緑化推進体制の充実を図る。	努力目標：令和2年度までに緑の募金総額を1900万円とする。	具体的な指標なし。
全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成	国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を令和6年度に岡山県で開催するにあたり、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取り組みを進める。	記述なし。	具体的な指標なし。

【環境の未来を支える担い手づくり（横断的な視点）】

I 協働による環境保全活動の促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境パートナーシップの形成促進	環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
地域課題解決ビジネスの支援	環境問題等地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援を実施する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
アダプト事業の推進	住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、講演などの環境美化運動（アダプト事業）を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
イベント等のエコ化の推進	「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、イベントのエコ化を推進する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までにグリーンイベント登録数を30とする（R1時点は17）

II 環境学習・環境教育の充実

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境学習の機会の提供	子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習出前講座等を通じて環境学習の機会を提供するとともに、環境関連施設を訪問するツアーを開催する。	努力目標：令和2年度までに環境学習出前講座の強度言う実施回数を300以上とするとともに、環境学習エコツアー参加者を6万人とする。	努力目標：令和6年度までに環境学習出前講座及び環境学習エコツアー参加者を2万人以上（2万7593人）
子どもたちの環境活動への支援	こどもエコクラブなどの活動を通じ、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
スーパーエンバイロメントハイスクールの指定	環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、研究促進、人材育成に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
環境学習指導者の育成・活用	環境学習を担う人材の育成及び育成した人材の活用を促すための情報提供や体制づくりに努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

教職員に対する環境研究の実施	教職員の環境に関する知識を高め、指導力を養うことにより、学校における環境教育の推進を図るため、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校の新規採用教職員全員に対し、環境教育とその進め方に関する研修を実施する。	具体的な指標なし。	記述なし。
移動環境学習者の活用	環境学習機材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行う。	具体的な指標なし。	記述なし。

III 景観の保全と創造

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化	景観行政団体*となる市町村の拡大を目指すとともに、景観行政団体等で構成する連絡会議を開催し、市町村との連携強化を図る。	努力目標：令和2年度までに景観行政団体の数を10とする。	努力目標：令和6年度までに景観行政団体の数を12とする（R1時点は9）
快適な生活環境の保全	快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害*などの防止に向けた取組を市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と共同して推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
電線類地中化の推進	都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止等を図るため、無電柱化に係るガイドラインに基づき、国や市町村、電力及び通信事業者等と協力して電線類の地中化を進める。	具体的な指標なし。	記述なし。

【環境の未来を創る経済振興（横断的な視点）】

I 環境等関連分野の産業の振興

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
中小企業の新エネルギー設備導入等の支援	岡山県中小企業者向け融資制度により、岡山県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要資金及び新エネルギー利用促進法に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置等に必要資金を融資する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

新エネルギー分野等に関する新技術等の研究開発の支援	新エネルギー分野等に関する新技術・新製品の研究開発を促進し、県内企業の成長を図る。	記述なし。	具体的な指標なし。
電気自動車(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発	電気自動車等についてその普及と技術開発を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
循環型産業クラスターの形成	環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成する。	努力目標：令和2年度までに循環型産業クラスターで開発された製品の数を17とする。	努力目標：令和6年度までに循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組数を55件とする(R1時点は40件)
木質バイオマスの活用推進	木質バイオマスからセルロースナノファイバー*等次世代新素材の開発を促進するとともに、用途開発を進め、バイオマス*関連産業の創出を図る。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
総合特区*制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現	水島コンビナート全体を一つの企業とみなし、法的緩和により企業間の連携を進め、コンビナート全体の最適な資源の有効利用に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
環境技術のアジア協力	本件の行政や事業者等に蓄積された経験や環境技術を活かし、アジア地域における環境問題の改善に協力する。	具体的な指標なし。	記述なし。

II 環境と好循環した農林水産業の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境保全型農業の推進	化学肥料・農薬（天敵を除く）を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の栽培等環境保全型農業を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
魅力ある林業の実現	森林経営の集約化等により、持続可能な魅力ある林業の実現を図るとともに、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

Ⅲ 環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境マネジメントシステムの普及拡大	ISO14001 [※] やエコアクション21 [※] の認証取得者に対して、優遇措置を講じるとともに有料産廃処理業者認定制度 [※] の有料認定項目になっていることを周知する。また、エコアクション21の県内事業者への普及拡大を図る。	努力目標：令和2年度までにエコアクション 21 認証・登録事業者の数を 200 とする。	努力目標：令和6年度までにエコアクション 21 認証・登録事業者の数を 130 とする (R1 時点は 110)
「岡山県エコ製品」の認定・周知	県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定し、積極的に展示・PR する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに岡山県エコ製品の認定品目数を380とする (R1 時点は 372)
「岡山エコ事業所」の認定・周知	グリーン調達やゼロエミッション [※] に積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者などへ積極的なPRを図る。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに岡山エコ事業所の認定件数260件とする (R1 時点は 256 件)
「岡山県グリーン調達ガイドライン」 [※] に基づく取組の推進	毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県が率先してグリーン調達に努めることで、県内の事業者等のグリーン購入を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅳ 環境に配慮した事業者の育成・拡大

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
事業者による環境コミュニケーションの推進	環境に関する正しい知識等の情報をホームページ等により提供するとともに事業者向けセミナーを開催することで事業者による環境コミュニケーションを推進する。	努力目標：令和2年度までに事業者による環境コミュニケーションの取組率を 25% とする。	具体的な指標なし。
環境影響評価の適正な実施	環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
「岡山県グリーン調達ガイドライン」 [※] に基づく取組の推進	岡山県グリーン調達ガイドライン [※] を定め県が率先してグリーン調達を努めることにより、県内の事業者のグリーン購入を促進する。	具体的な指標なし	努力目標：令和6年度までに岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合を 100% とする (R1 時点は 95%)

第4章 外部監査の結果及び意見の総括（総論）

1 総括

- (1) 本件の包括外部監査の結果は、49頁以降の一覧表に記載のとおりである。

まず、一覧表について概説する。

一覧表の「対象事業」欄には監査の対象とした環境政策に関する事業を記載している。

「評価欄」は、前記監査の視点において示した3つの視点に基づいて、それぞれの評価結果を記載している。なお、評価欄の①は財務事務の合規性、②は事業の有効性、③は事業の効率性に関するそれぞれの評価を記載している（例えば、①にBとあれば、「当該事業に係る財務事務の合規性について、違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている」という意味となる。）。

「指摘事項・意見」欄には、監査人の指摘事項及び意見の概要を記載している。指摘事項及び意見は、記載されている監査の視点に対応した指摘事項又は意見となっている。基本的には、評価がCとなった箇所には意見、Dとなった箇所は指摘事項を記載している。

これらの整理をすることで、監査人の指摘事項及び意見がいかなる事項に対してなされているのかを一覧性をもって把握できるようにした。

- (2) 次に、監査結果について概要を述べる。

本件の監査において、監査人が指摘事項とした項目は12項目、意見とした項目は23項目である。

監査人が本件の監査において特に留意すべきと考える指摘事項及び意見について、「指摘事項及び意見のまとめ」として次項に記載している。

2 指摘事項及び意見のまとめ

- (1) 財務事務の合規性について

ア 本件の監査対象とした環境政策に関する事業については、そのほとんどが法律、条令又は基本計画に基づいて執行されていることを確認した。

イ もっとも、財務事務の執行の根拠となる国の基本計画は存在し、かかる国の基本計画において各地方公共団体において計画を策定すべきとされているにも拘らず、基本計画等が策定されていないケース（指摘事項5-1）が確認された。

環境政策に係る財務事務は、環境基本法等の法令や国が定める基本政策又は岡山県の条例等の法令や基本計画等に準拠して執行されることが必要であることは既に述べたとおりである。

そのため、仮に、過年度において執行されている財務事務であったとしても、財務事務の執行にあたっては、その根拠法令を逐一確認するよう留意すべきである。

ウ また、監査の過程において、任意団体である岡山県環境衛生協会の事務局が県庁内に設置されていること、同協会の事務を県の職員が行っている場合があること及び同協会を対象とした補助金があることを確認した。

岡山県環境衛生協会がその成り立ちや活動の歴史的にも公的色彩が強い団体であること、同協会が岡山県の環境政策において果たす役割は必ずしも小さくはないことは監査人としても理解するところであるが、そのかわり方について、検討する必要があると考えるため意見としている（意見4-1）。

エ 次に、財務事務の執行において、工事の委託が一般競争入札の手続きを経て落札されたのち、仕様の変更により委託金額が落札額よりも30%を超えて増額されたケースを確認した。

かかる財務事務の執行はガイドラインに違反することから、この点については指摘事項とした（指摘事項5-2、指摘事項5-3）。

オ また、業務の委託が随意契約でなされているが見積書が1通しか確認することができないケースが散見されたところ、その理由のほとんどは「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」（会計要綱）に該当するという説明であった。

確かに、事業の特殊性から契約の相手方が特定される事業もある（例：鳥獣保護区設定事業におけるキジの放鳥事業等）。このように事業について顕著な特殊性が認められるケースについては、上記の会計要綱の定めにより該当すると判断し、見積書が1通しかない場合でも財務事務の執行の合规性をBと評価している。

なお、契約内容が特殊なケースは、委託先が固定される傾向があるが、業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第4運用に当たっての留意事項」において、「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることに照らせば、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならないことに強く留意すべきである。

カ また、監査の過程において、現在、岡山県においてセミナー講師や専門家に対する謝金の支払額についての規程が存在せず、担当課室に委ねられている状況であることを確認した。

このような運用となっている理由を確認したところ、過去には講師に対する謝金の規程に準ずるものとして予算単価表が存在していたが、講師の知名度や

所属会社の相場等により大きく金額が異なる場合があり、統一的な金額で執行することは困難であって、廃止されたとのことであった（なお、不正防止の観点からは、県庁内において他部署の決裁（組織内の第三者チェック）により謝金が支払われる仕組みとなっており、不正防止機能があるとのことである。）。

確かに、講師の知名度等によって講師謝礼が異なることは理解できるものの、部署毎で謝金の金額の裁量の余地がある場合、個人的な関係を理由に講師料を増額する等の不正が行われるリスクは否定できない。

上記の点について、岡山県においては、過去、講師謝金に関する基準を設けていたものの、客観的な根拠として、規程を整備しそれに基づき支払額を決定することで、不正の防止や担当課への負担軽減にもつながると思われる。

したがって、将来的には、岡山県において、セミナー講師・専門家謝金に関する規程を整備すべきと考える（なお、上記は監査人の所感であって、指摘事項とする趣旨ではない。）。

(2) 事業の有効性

事業の有効性については、啓発事業等の効果測定及び会議や研修の持ち方について、留意すべき点があると思われたことから、下記のとおり、個別に記載する。

記

ア 啓発事業等の効果測定について

(ア) 岡山県の環境政策として、県民の環境に対する意識を醸成するための啓発事業や県民による環境保全活動を推進するための普及促進事業が複数取り組まれており、かかる事業に伴って財務事務が執行されている（例：「エコパートナーシップおかやまの活動推進事業」、「クールビズ・ウォームビズ県民運動事業」、「COOL CHOICE！推進事業」等）。

(イ) この点、岡山県民が一丸となって環境保全活動に取り組むためには、上記の啓発活動及び普及促進活動は極めて重要であって、これらの事業は、環境政策としての意義は大きい。

もっとも、上記の事業について事業の達成目標等が設定されていないケースが散見された。

確かに、啓発活動や普及推進事業について、目標を設定することは容易ではない。

また、このような事業の有効性に関する監査は、事業の在り方に関する監査であって、「指摘事項」には当たり得ないと思われるかもしれない。

しかしながら、第2章の1「監査の基本的な視点」において述べたとおり、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにその事務を処理しなければならないとされており（地方自治法2条14項）、包括外部監査は、かかる趣旨に則ってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないとされている。

この点、予算を執行して実施された事業の効果を把握することができなければ、その後の事業内容について、改善策を検討する等のPDC Aサイクルを機能させることができないし、執行された予算と事業効果が均衡しているかを把握することもできない（このような事態が継続すれば、効果の低い事業が前例踏襲という形で継続される恐れがある。）。

このように、事業の効果を把握しないことの弊害は大きいことから、監査人としては、啓発事業等の有効性の監査において、成果指標が設定されていない場合は「指摘事項」とし、成果指標が設けられていても、それが成果指標の設定を改善すべき場合や事業の成果を踏まえた改善策が検討されていないと判断される場合には「意見」としている。

(ウ) なお、啓発事業等であっても、その効果を的確に測定している事業もある。

具体的には、県民にレジ袋の削減のためマイバックの普及を進めること等を内容とする「エコライフ推進事業」（循環型社会推進課の所管）は、普及推進運動であるが、その効果を把握することで的確に効果を測定している。

すなわち、エコライフ推進事業において岡山県マイバック持参率等について、毎年アンケートを実施しており、平成22年度以降のアンケート結果が岡山県のHPに掲載されている。

そのため、県民のマイバック保有率の推移が明確に把握することができるうえに、レジ袋有料化の影響はあるものの結果としてマイバックの普及率を上昇させることに成功している。

このように普及促進事業であっても、的確に効果を測定し、成果を挙げている事業があることを踏まえ、啓発事業や普及促進事業についても効果測定をする必要のあることを強く留意すべきである。

イ 会議及び研修の在り方について

- (ア) 会議及び研修が予定されている事業について、書面開催（参加者が集合することなく資料を配布するのみ）とされているケースを複数確認した。
- (イ) 監査の過程について、書面開催ではなくウェブでの開催とすることの可否について確認したところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延した最初の年度であり、岡山県においてウェブ会議等の導入に必要な機材の準備が

困難であったことや会議の参加者においてウェブ会議等の機材を確保することが困難であったこと及び令和3年度は積極的にウェブ方式を導入しているとのことであった。

- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば、令和2年度において直ちにウェブ方式を導入するための準備ができなかったことは無理からぬ面がある。

そのため、令和2年度において、本来予定されていた会議が書面開催とされたケースでも事業の有効性の評価をBとしている。

ただし、令和3年度以降は、積極的にウェブでの開催を検討すべきである。

(3) 事業の効率性について

- ア 普及事業等において事業の達成目標等が設定されていないケースがあり、効果が把握できない事業があることは、前項において述べたとおりである。

この点、事業の効果が明らかでなければ投資された経費がかかる事業の効果と均衡しているかを把握することは困難であり、事業の効率性を検証することはできない。

このように、事業の効果を把握できないことによって、事業の効率性を判定できず、事業効果がない事業に対しても公金が投入される恐れがある。

なお、本監査においては、事業目的が設定されていないなど事業の効果が判明しない事業については、事業の効率性についてもCと評価している。

- イ また、事業の効果に比して高額な経費が投入されていると思われる事業については、改善の余地があるとして意見を述べている（意見2-7、意見4-2）

- ウ なお、環境政策に係る事業の内容として会議及び研修が予定されている業務が複数あるところ、比較的高額な会場利用料が予算として計上されているケースが散見された。

上記のケースについて予算の執行状況を確認したところ、予算の段階では民間のホテルを基準とした会場利用料を計上していたとしても、執行の段階ではウェブ会議や県が所有する施設を利用して会議や研修を行うなど効率的な予算執行に努めており、必ずしも会議及び研修の会場に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

そのため、会議や研修の会場費用として民間ホテルの費用を予算計上しているケースであっても、執行状況を踏まえて、その事業の効率性の評価をBとしている。

もっとも、参加者のアクセスの利便性や会場の広さなどを考慮して、会議や研修の会場に民間ホテルを利用しているケースもある。

しかしながら、会議や研修の会場に安易に民間ホテルを利用することは効率性の観点から改善の余地があり、慎重に会場を選択すべきであることはいうまでもない。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

環境企画課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 総合的な環境行政の推進事業				
1-(1)	環境基本計画策定事業	①	B	
		②	D	意見1-1：環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。 指摘事項1-1：事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。
		③	B	
1-(2)	環境基本計画推進体制整備事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(3)	エコパートナーシップおかやまの活動推進事業	①	B	
		②	C	意見1-2：エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。
		③	B	
1-(4)	環境白書作成事業	①	B	
		②	C	意見1-3：環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。
		③	B	
1-(5)	環境審議会運営事業	①	B	
		②	C	意見1-4：環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。
		③	B	
2	快適な環境づくり推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3	景観形成推進事業	①	B	意見1-5:「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。
		②	C	
		③	B	
4	環境影響評価審査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 公害・環境関連対策				
5-(1)	公害防止計画推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(2)	公害苦情処理連絡調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(3)	公害審査会連絡調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(4)	公害健康被害予防事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(5)	公害防止管理者等指導事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(6)	公害防止指導調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(7)	フロン類等施行事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等			
6-(1)	放射線等監視事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(2)	放射能水準調査事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(3)	広報調査等事業	①	B
		②	C 意見1-6：視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。
		③	C
6-(4)	原子力防災施設等整備事業	①	B
		②	B
		③	B
7	墓地・埋葬等に関する事業	①	B
		②	B
		③	B

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

新エネルギー・温暖化対策室所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 地球温暖化対策の促進事業				
1-(1)	クールビズ・ウォームビズ県民運動事業	①	B	
		②	D	指摘事項2-1:「クールビズ県民運動」,「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等,本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。
		③	B	
1-(2)	COOL CHOICE!推進事業	①	B	
		②	D	意見2-1:「おかやまCOOL CHOICE!サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。 指摘事項2-2:「おかやまCOOL CHOICE!サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。 指摘事項2-3:「おかやまCOOL CHOICE!宣言企業」事業の参加企業について,登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。
		③	B	
1-(3)	アースキーパーメンバーシップ推進事業	①	B	
		②	C	意見2-2:会員数の増加に主眼が置かれ,アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから,目標設定を検討すべきである。 意見2-3:アースキーパーメンバーシップの事業所版(法人会員)と「COOL CHOICE!推進事業」の棲み分けを検討すべきである。
		③	B	
1-(4)	地球温暖化防止活動推進員の支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1-(5)	温室効果ガス算定・報告・公表 制度集計分析事業	①	B	
		②	C	意見2-4：温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、 県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。
		③	B	
1-(6)	事業者の省エネ対策促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	住宅用省エネ・蓄エネ等設備導 入促進事業	①	B	
		②	C	意見2-5：当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。
		③	C	
2 新エネルギーの推進事業				
2-(1)	おかやま新エネルギービジョン 推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(2)	電気自動車等普及促進事業	①	B	
		②	D	指摘事項2-4：公用車として導入しているEV車について、一般車に優先して利用する仕組みを検 討すべきである。
				意見2-6：県の職員が公用車としてのEV車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を 公表することを検討すべきである。
③	C	指摘事項2-5：試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきであ る。 意見2-7：試乗モニター事業として、著名人モニター7名を選定し、SNS等で発信してもらって いるが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべ きである。		
2-(3)	スマートコミュニティ形成支援 事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3 環境マネジメントの促進				
3-(1)	環境マネジメント推進事業	①	B	
		②	C	意見2-8：外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。
		③	B	
3-(2)	エコアクション21認証取得支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 環境学習の推進事業				
4-(1)	協働による環境学習推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	環境学習エコツアー事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

環境管理課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 水質保全対策事業			
1-(1)	水質保全行政運営事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(2)	特定施設の届出受理・立入検査指導事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(3)	排水基準監視事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(4)	環境負荷低減条例施行事業（特定施設の届出受理・立入検査指導事業）	①	B
		②	B
		③	B
1-(5)	環境負荷低減条例施行事業（排水基準監視事業）	①	B
		②	B
		③	B
1-(6)	水質汚濁事象調査事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(7)	水質監視事業（公共用水域水質監視事業）	①	B
		②	B
		③	B

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1-(8)	水質監視事業（地下水水質監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(9)	水質監視事業（公共用水域水質測定計画作成事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(10)	広域総合水質調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(11)	生活雑排水対策推進事業	①	B	
		②	C	意見3-1：本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。
		③	C	
1-(12)	許可立入検査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(13)	自然海浜保全対策事業	①	B	
		②	C	意見3-2：解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。
		③	C	
1-(14)	自然海浜保全推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 児島湖流域環境保全対策事業				
2-(1)	啓発活動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

2-(2)	児島湖再生事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(3)	浄化用水導入事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(4)	児島湖環境保全推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(5)	湖沼水質保全計画推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(6)	児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(7)	児島湖水質改善促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3 化学物質対策				
3-(1)	ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法監視指導事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(2)	ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法常時監視事業）	①	C	意見3-3：委託契約における委託費用が増加することがないように財務事務の執行については留意すべきである。
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3-(3)	有害大気汚染物質調査事業（モニタリング機器整備事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(4)	有害大気汚染物質調査事業（モニタリング調査事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(5)	有害大気汚染物質調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(6)	化学物質環境調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(7)	有害化学物質対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(8)	土壌汚染対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 大気汚染対策				
4-(1)	大気汚染防止法等事業（大気保全行政運営事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	大気汚染防止法等事業（大気汚染防止法施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

4-(3)	大気汚染防止法等事業（環境負荷低減条例施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(4)	大気汚染防止法等事業（環境大気常時監視システム整備事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(5)	大気汚染防止法施行事業（公害防止推進事業）	財務事務の執行がなく，監査の対象とはしていない。		
4-(6)	大気汚染防止法施行事業（オフロード法施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(7)	光化学オキシダント対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(8)	晴れの国ブルースカイ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(9)	環境バス導入加速事業	財務事務の執行がなく，監査の対象とはしていない。		
4-(10)	環境対応バス導入応援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(11)	酸性雨等監視測定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

5 アスベスト対策			
5-(1)	アスベスト対策協議会運営事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。	
5-(2)	アスベスト濃度調査事業	①	B
		②	B
		③	B
6 騒音・振動・悪臭対策			
6-(1)	生活公害対策（騒音規制法施行）事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(2)	生活公害対策（振動規制法施行）事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(3)	生活公害対策（悪臭防止法施行）事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(4)	生活公害対策事業	①	B
		②	B
		③	B

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

循環型社会推進課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 ごみゼロ社会推進事業			
1-(1)	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議開催事業	① B	
		② B	
		③ B	
1-(2)	3R活動推進フォーラム会議開催事業		財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。
1-(3)	再生品使用促進事業	① B	
		② B	
		③ B	
1-(4)	岡山県食品ロス削減推進計画策定事業		財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。
2	おかやま・もったいない県民運動推進事業	① B	
		② B	
		③ B	
3	エコライフ推進事業	① A	
		② A	
		③ A	
4	食品ロス・家庭ごみ削減促進事業	① B	
		② B	
		③ B	
5	環境にやさしい企業づくり事業	① B	
		② B	
		③ B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

6	循環資源情報提供システム運営・保守事業	①	B	指摘事項4-1:循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。
		②	D	
		③	C	
7	中小企業3Rアドバイザー派遣事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	おかやまプラスチックスマート運動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9	プラスチック3R推進セミナー事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
10	生活環境施設整備指導監督事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
11	浄化槽設置促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
12	災害廃棄物処理体制強靱化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	おかやまの美しい海, 海ごみク リーンアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

14	環境衛生普及事業	①	C	意見4-1：岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること，同協会の事務を県の職員が行うことについて，そのかわり方を検討するとともに，補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。
		②	C	
		③	B	
15	環境美化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
16	きれいな生活環境づくり促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
17	県外搬入指導取締事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
18	育成指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
19	産業廃棄物実態調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
20	不法投棄防止啓発事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
21	監視指導体制強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

22	不法投棄等監視強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
23	廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見4-2：上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。
24	対応力強化事業	①	B	
		②	C	意見4-3：研修会についてはオンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。
		③	B	
25	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
26	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

災害廃棄物対策室所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1	災害廃棄物処理受託事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

自然環境課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 自然公園事業			
1-(1)	自然公園（管理指導）事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(2)	自然公園管理（中国自然歩道）事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(3)	自然公園管理（野営場等）事業	①	D 指摘事項5-1：野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって、基本計画を根拠とすべきである。
		②	B
		③	B
1-(4)	自然公園設備（国定公園等）事業	①	D 指摘事項5-2：請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。
		②	B
		③	B
1-(5)	自然公園設備（国立公園）事業	①	D
		②	B
		③	B
2	塩釜園地再整備事業	①	D 指摘事項5-3：請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。
		②	B
		③	B

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3	国立公園満喫プロジェクト推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4	誘客アップに向けた自然公園設備整備事業	①	B	
		②	D	指摘事項5-4：自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。
		③	C	
5	観光客アトラクト推進事業	①	B	
		②	D	指摘事項5-5：定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。
		③	C	
6	自然環境保全審議会運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7	自然保護推進員活動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9 希少野生動植物保護事業				
9-(1)	希少野生動植物保護（条例施行）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9-(2)	希少野生動植物保護（保護推進活動支援）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

9-(3)	希少野生動植物保護（レッドデータブック等更新）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
10	鳥獣保護区設定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
11	愛鳥思想普及事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
12	鳥獣生息調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	野生鳥獣保護管理対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
14	ツキノワグマ等被害防止強化促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
15	外来生物被害防止対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
16	自然環境保全推進事業	①	C	意見5-1：本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

17 みどりふれあい事業			
17-(1)	みどりふれあい（みどりの少年 隊交流等）事業	①	B
		②	B
		③	B
17-(2)	みどりふれあい（みどりの大会 開催）事業	①	C 意見5-2：みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。
		②	B
		③	B
17-(3)	みどりふれあい（緑化運動ポス ターコンクール）事業	①	B
		②	B
		③	B
18	自然保護センター管理事業	①	C 意見5-3：自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。
		②	B
		③	B

第5章 個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）

【環境企画課所管事業】

1 総合的な環境行政の推進事業

(1) 環境基本計画策定事業

【概要】	担当部署		環境企画課
事業目的	岡山県の環境基本計画の策定及び改定を行うこと。		
事業内容	岡山県環境審議会政策部会及び県民の意見を聴く会を開催するなどして、広く県民の意見を集約し、環境基本計画を策定する。		
法令・条例・要綱等	環境基本法36条，環境条例10条1項及び2項		
主な財源	環境保全基金		
令和2年度予算	729万3000円	令和2年度決算 (執行率)	693万7068円 (95%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境条例10条は，下記のとおり，規定している。

記

第二節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は，環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（「環境条例」抜粋）

本事業は，環境条例の規定に基づいて，環境基本計画を策定することを目的とするものであり，条例の内容を履行する事業である。

このように，本事業は，条例に基づく事業であることを確認した。

また，監査の過程において，県民等意識調査及び環境基本計画冊子・概要版データ作成の委託契約の内容及び契約形式等を調査したところ，上記委託契約は「公募型企画提案方式」であること及び2者から技術提案があり，それぞれから見積書が提出されていることを確認した。

その他，財務事務の執行において問題となる点は認められなかったため，財務事務

の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

1 環境基本計画の策定について

本事業は、岡山県における環境保全に関する施策の方向性を決定づける重要な政策であったところ、令和2年度は、平成20年2月に策定された新岡山環境基本計画エコビジョン2020の最終年度であり、過去12年間の取組みが総括されるとともに、2040年までの環境政策であるエコビジョン2040年を策定する節目の年であった。

なお、エコビジョン2020とエコビジョン2040が掲げる具体的取組内容は、本書26頁から42頁記載のとおりである。

監査の過程において、具体的取組内容の決定方法等について確認したところ、エコビジョンに掲げられる具体的な取組内容は、岡山県庁の各課から、取り組むべき環境政策の内容、過去のエコビジョンからの事業を継続して実施するか、具体的な指標を設けるか、指標を設けるとしてもその指標等については、担当課から個別に判断して決定するとのことであった。

この点、岡山県のエコビジョン2040には103の事業が重点プログラムとして掲げられており、これらの事業は、他県の環境基本計画に掲げられている事業よりも広範に亘っており、取り組むべき内容も可能な限り明確にされている。

また、エコビジョン2040の体裁も、他県の環境基本計画と比較して、県民に分かりやすいものとなっている。

もっとも、エコビジョン2040に掲げられている具体的な事業のうち指標が設けられているのは45の事業に過ぎず、過半数は具体的な指標がない。

そのため、指標が掲げられていない事業については、事業の進捗状況を把握することができない状態となっている。

また、具体的な指標が設けられている事業についても、エコビジョン2020と同じ指標となっているもの（例：「太陽光発電の導入促進事業」、「情報の発信と地域資源を活かした取組事業」、「工場・事業場対策の促進事業」等）、具体的な指標が減退しているもの（例：「児島湖再生の推進」）がある。

この点について、環境保全対策の基幹となる事業については、継続性にも配慮しつつ長期目標の実現に向けて重点的プログラムとして位置づけるため、指標について変更がないものもあるとのことであった。

もっとも、環境基本計画は、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」（環境条例10条1項）ことを目的として作成される計画である以上、環境政策は、各事業の推進を図るべく策定される必要があるが、指標がなかったり、指標の変更がなかったりする現状では施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには不十分と思われる。

【意見1-1】環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。

前記のとおり、環境基本計画は、各事業の推進を図ることを目的として策定されるものであるが、エコビジョン2020とエコビジョン2040を比較した場合、具体的な指標がなく、進捗を明確に把握することができない事業や具体的な指標において進捗が認められない事業が散見された。このように単に環境基本計画に事業を掲げるのみでは、その目的を達成することができないのであるから、環境基本計画において各事業について具体的な指標を設けること、仮に、指標を設けないとしても、各事業の進捗が把握できる工夫を検討すべきである。

2 県民等の意識調査手続きについて

県民意見の調査及び事業所の調査の概要は下記のとおりである。

記

調査地域：岡山県全域

調査対象：県民調査2500人

事業所調査500社

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査機関：令和2（2020）年5月～6月

有効回答：県民調査1515件（回収率60.6%）

事業所調査245件（回収率49.0%）

（「エコビジョン2040」110頁抜粋）

また、調査結果としてエコビジョン2040に指摘されている事項は下記のとおりである。

記

[県民調査]

- ・環境学習や環境保全活動に参加したことの有無
- ・SDGsの認知度
- ・岡山県の取組状況についての重要度及び満足度
- ・行政に期待すること

[事業所調査]

- ・環境保全に関する具体的な行動方針の設定と対策の実施の有無
- ・環境に配慮した取組の実施状況
- ・環境保全への取組と事業収益の関係
- ・環境ビジネスの重要性

・環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること

以上

まず、本事業における意見聴取のサンプル数について検討すると、岡山県の令和2年度の人口数は188万9607人（岡山県国勢調査結果参照）であり、そのうち県民からの有効回答数は1515人である。

また、岡山県内において従業員数が30名以上の事業所数は4485社であるところ、本事業における有効回答は245である。

この点、統計学によれば、母集団数を188万9607とした場合、集計結果の誤差を慣例的に許容される5%の範囲内に収めるために必要なサンプル数は、383となる²。

また、母集団を4485とした場合に必要とされるサンプル数は354となる。

本事業における県民からの有効回答数は1515であり、必要なサンプル数が確保されているが、事業所からの有効回答数は245であり、標準誤差を5%以内に収めるために必要なサンプル数に達していない（因みに、事業所からの有効回答率は49%であることを考慮すると、必要な調査対象事業所数は少なくとも722となる（ $354 \div 0.49 \div 722$ ））。

したがって、現状の事業所に対するサンプル数は、アンケート結果の信頼性を担保するためのサンプル数に満たさないことから、事業の有効性の観点から改善を検討すべきである。

次に、本事業の内容が事業目的を果たしているかの点について検討する。

まず、エコビジョン2020第5章「計画の進め方」において「県民、事業者、行政が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有し、それらの共通認識を持ち関係団体間のネットワーク化を図りながら、協働による計画の推進を行います。そのため、県民、NPOなど各種団体、事業者等に参加いただき意見交換を行う会議を定期的で開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止、ごみゼロ社会づくり、自然との共生などについては、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。」とされていることを考慮すれば、県民の意見を聴取する趣旨は、それぞれの地域をとりまく環境を踏まえた環境政策を立案するとともに、環境基本計画を推進することにあると理解できる。

監査の過程において、「環境に関する県民等意識調査報告書」の提出を受けて、そ

²許容誤差を5%に収める場合のサンプルサイズの算定式（Nが全体数であり、n¹がサンプル数）： $\textcircled{1}n=1.96^2 \times 0.5(1-0.5) \div 0.05^2$ $\textcircled{2}n^1=nN \div (N+n-1)$ 、この式のNに1,889,607又は4,485を代入すると、n¹の値は概ね383となる（参考文献：杉原左右一著「統計学増補版第3版」、高橋洋一著「図解統計学超入門」等）。

の内容を精査したところ、県民調査結果について回答者の属性等を踏まえた分析がなされていることを確認した。

このように、県民の属性に踏まえた意識調査がなされており、その回答結果は、環境基本計画の立案の基礎資料となり得るものであった。

そのため、本事業の内容は、事業目的を達成しうるものとなっている。

ただし、前記のとおり、事業者数については、アンケートの回答数が十分ではないと思われることから、本事業の有効性をDと評価した。

【指摘事項1-1】事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。

環境基本計画は、岡山県の環境政策の根幹をなす計画であり、かかる環境基本計画の策定にあたっては、単に県民の意見の傾向を把握するだけではなく、広く県民及び事業者の意見を集約することが望ましいことはいうまでもない。

前記のとおり、現状では、事業者からの意見聴取については、慣例的に許容される誤差（5%）に収めるためのサンプル数が不足しており、事業所の意見を十分に集約したとは言い難い。

なお、意見の集約方法として、現在では郵送による方法が採用されているが、インターネットによる意見聴取等を利用することで、多額の費用を投じることなく多くの県民の意見を集約することは可能であると思われる。

このように、次回に環境基本計画を策定する際には、意見を聴く対象となる事業所を拡大することについて検討されたい。

【事業の効率性 A B C D】

監査の過程において、本事業の予算として、政策部会及び意見を聴く会の会場として民間のホテルを利用すること及び借上料として、19万6000円が計上されていたため、会場利用料の内容について確認した。

この点について、総論で指摘したとおり、部会等の会場選定は、参加者の利便性等を考慮して総合的に判断するものであり、予算に計上された内容が当然に執行されるわけではなく、執行の段階で適切な会場を決定するとのことであった（実際に、令和2年度には、民間のホテルを利用することを想定して予算計上したものの、実際には県の施設を利用した例があるとのことであった。）。

このように、予算に計上された会場利用料（民間のホテル水準）が執行されるわけではないこと、その他効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(2) 環境基本計画推進体制整備事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	エコビジョン2020第5章「計画の進め方」に位置づけられている「県民，NPOなど各種団体，事業者等に参加いただき意見交換会を行う会議」及び「プロジェクト推進会議」を実施し，環境基本計画を推進すること。		
事業内容	<p>(1) 県民の意見を聴く会の実施 環境基本計画について，県民，事業者，行政が一体となり，推進するための会議を開催する。</p> <p>(2) プロジェクト推進会議 環境基本計画に基づく取組のうち，県民，事業者，行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止，ごみゼロ社会づくり，自然の共生について，関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を設置し，環境基本計画の推進を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	環境条例10条3項		
主な財源	一般財源		
令和2年度予算	53万8000円	令和2年度決算 (執行率)	10万2470円 (19%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境条例10条3項は下記のとおり定めている。

記

10条3項 知事は，環境基本計画を定めるに当たっては，県民，事業者及び市町村の意見を反映できるように，必要な措置を講ずるものとする。

(「環境条例」抜粋)

本事業は，上記の条例を踏まえ，県民及び事業者の意見を広く集約することを目的とするものであり，その目的は条例の趣旨に適合する。

もっとも，本事業においては，市町村に対する意見聴取手続きを実施しているか確認したところ，市町村の意見は，県民の意見を聴く会において聴取されているとのことであった。

この点，対面による市町村からの意見聴取は県民の意見を聴く会において実施しているが，かかる会に参加していない市町村に対しては，書面による意見照会を複数回実施しているとのことであった。

また、本事業の予算の支出に係る資料を精査したが、費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、県民の件を聞く会及びプロジェクト推進会議の開催状況について確認したところ、エコビジョン2040の策定過程において、県民の意見を聴く会及びプロジェクト推進会議がそれぞれ開催されていることを議事録と共に確認したところ、特に問題となる点は認められなかった（ただし、地球温暖化防止プロジェクト会議は書面会議であり、自然との共生プロジェクト推進会議は新型コロナウイルス感染症の影響で未実施であった。）。

そのため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度予算及び積算の内容を検証したところ、令和2年度において実際に実施された費用の支出として、不当に高額であるとは認められなかった。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(3) エコパートナーシップおかやまの活動推進事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業団体、行政が協働して推進するため、「エコパートナーシップおかやま」を運営し、各種取り組みを県民運動として、普及させる。		
事業内容	<p>(1) エコパートナーシップおかやま総会の開催 各構成団体が各事業・活動分野において、また相互に協働して地球温暖化防止活動等に取り組むために総会を開催する。</p> <p>(2) 企画運営委員会の開催 エコパートナーシップおかやまの活動や運営について、企画立案及び活動計画活動テーマの決定をするため、企画運営委員会を開催する。</p> <p>(3) 迅速かつ円滑な情報提供 メール連絡体制やホームページを積極的に活用し、情報提供や各種の環境セミナー等への参加を呼び掛ける</p>		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画		
主な財源	一般財源		
令和2年度予算	38万円	令和2年度決算 (執行率)	3万7559円 (9%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

エコパートナーシップおかやまは、地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、岡山県内の県民団体・事業者団体・行政が協働して取り組むことを目的として、平成14年8月28日に設立された団体である（「温暖化防止行動計画」120頁参照）。

温暖化防止行動計画は、「計画の推進にあたっては、県民団体や事業者団体、行政が協働して地球温暖化をはじめとする環境保全活動に取り組むことを目的に設立された『エコパートナーシップおかやま』や環境NPO等とも連携し、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。」としている。

また、エコビジョン2040において、環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進するとされている。

このように、エコパートナーシップおかやまは、環境保全活動を推進するために設立された団体であり、エコパートナーシップおかやまの活動推進を図ることは、温暖

化防止行動計画の推進に適うものである。

また、財務事務の執行に関して、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業は、エコパートナーシップおかやま総会を毎年1回開催し、活動実績の報告を行うとともに有識者による講演を開催すること及びエコパートナーシップおかやまの活動や運営に関する企画運営委員会を開催すること及びメール連絡体制を構築する等して、情報提供を行うことを内容としている。

監査の過程において令和3年2月に開催されたエコパートナーシップおかやまの企画運営委員会の議事録を確認するとともに、メール連絡体制の活用状況について確認した。

この点について、「多くの参加団体が参画していただいている環境行政の取組を活動内容とすることで、活動の輪を広げるとともに、さらに効果的な取組につなげるため意見交換している。」とのことであった。

もっとも、議事録によれば、企画運営委員会の内容は、岡山県が取り組んでいる環境政策について専ら報告がなされており、エコパートナーシップおかやまが積極的に温暖化防止計画の立案や県民団体、事業者団体及び行政と協働して環境保全活動に取り組んでいることが一見して明らかではなかった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-2】エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。

エコパートナーシップおかやまは、行政等と共に地球温暖化防止のための活動を行うことが期待されており、単に行政の環境保全活動の報告を受けるのみでは、その目的を果たしているとは言えない。エコパートナーシップおかやまが積極的に環境保全活動に取り組むよう明確な成果目標を立てて活動を推進すべきであって、かかる経過が県民に把握できる状況にすることを検討すべきである。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算額は38万円であったものの、実際の執行額は約3万8000円にとどまった。これは、本来予定されていた講演が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、講師謝礼や交通費が支出されなかったことによるものである。

また、本事業の予算の積算過程において会場使用料として、民間のホテルを利用することを想定して約11万円が計上されているものの、実際には執行されていない。

その他、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価はBとした。

(4) 環境白書作成事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	岡山県環境白書を作成公表すること。		
事業内容	岡山県環境白書として、環境基本計画の進捗状況を公表するとともに及び県の環境蓄積データを中心とする調査否データを掲載すること。		
法令・条例・要綱等	環境条例8条		
主な財源	環境保全基金		
令和2年度予算	121万1000円	令和2年度決算 (執行率)	88万4400円 (73%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境条例8条は、「知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。」と規定しており、本事業は、同条例の趣旨を全うすることを目的としている。

このように、本事業は、条例に基づく事業であることを確認した。

また、財務事務の執行に関して、特に問題となる点は、認められなかったため、その評価をBとした。

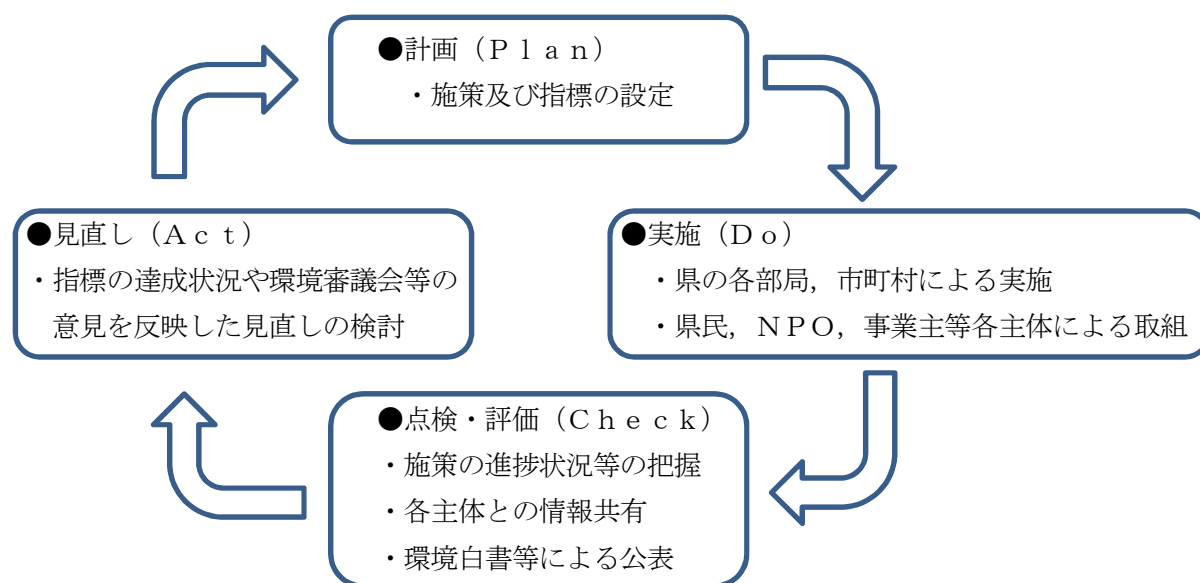
【事業の有効性 A B C D】

エコビジョン2020は、環境基本計画の進め方について、下記のとおり、定めている。

記

(2) 継続的改善

計画の進捗に当たっては、施策の進捗状況や指標の達成状況、環境審議会等からの意見を踏まえ、施策等の見直しをPDCAサイクルにより行い、実効性を確保します。



2 進捗状況等の公表

計画に掲げた各種施策・事業の進捗状況や指標の達成状況などを的確に把握し、その結果を毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等により公表します。

公表に当たっては、県の施策の実施状況や成果がより分かりやすく説明され、県民や事業者と行政とのパートナーシップの形成に役立つよう、利用しやすい形に整理する等の内容の充実を図ります。

(「エコビジョン2020」85頁抜粋)

以上の位置けから明らかなように環境白書は、環境基本計画の実効性を確保するため、計画の進捗がPDCAサイクルに沿って達成されているか等を確認し評価することが期待されている。

監査の過程において、令和2年度の環境白書の内容を精査するとともに、その内容について質疑応答をした。

この点、令和2年度の環境白書の資料1「(2)新岡山県環境基本計画主要施策等の達成状況」において、各主要施策の達成度に関する評価として「現状」、「努力目標」、「数値」、「達成率」及び「達成レベル」が記載されている(環境白書96頁以下)。

しかしながら、多くの主要施策において、具体的な指標が定められていないことから、「現状」欄、「努力目標」欄、「数値」欄及び「達成率」欄には斜線がなされており、達成度を把握できない状況にある。

また、各主要施策の「達成レベル」は、1から5までの評価がなされているが、その評価は各担当課による自己評価であるとのことであった。

このように現在の環境基本計画においては、多くの事業において指標が設けられていない結果、「現状」、「努力目標」、「数値」、「達成率」が評価されていないうえ、「達成率」にいたっては、自己評価にとどまっており、外部的な評価がなされていない状況にある。

かかる現状では、環境白書において、環境基本計画の進捗にあたってPDCAサイクルに沿って達成されているか等を確認し評価することは凡そ困難である。

以上の点を考慮して、事業の有効性をCとした。

【意見1-3】環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

【意見1-1】において述べたとおり、環境基本計画において、具体的な指標が求められていない事業が多く、その結果、環境白書においても、事業の進捗を評価できない状況にある。

また、事業の達成度が自己評価とされているところ、この点について環境審議会において指導・助言がなされているものの、現状では、環境白書に期待されている確認・評価が十分に機能していないと思われる。

したがって、環境基本計画に具体的な指標を設けるとともに、達成度の評価については、外部による評価制度等自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

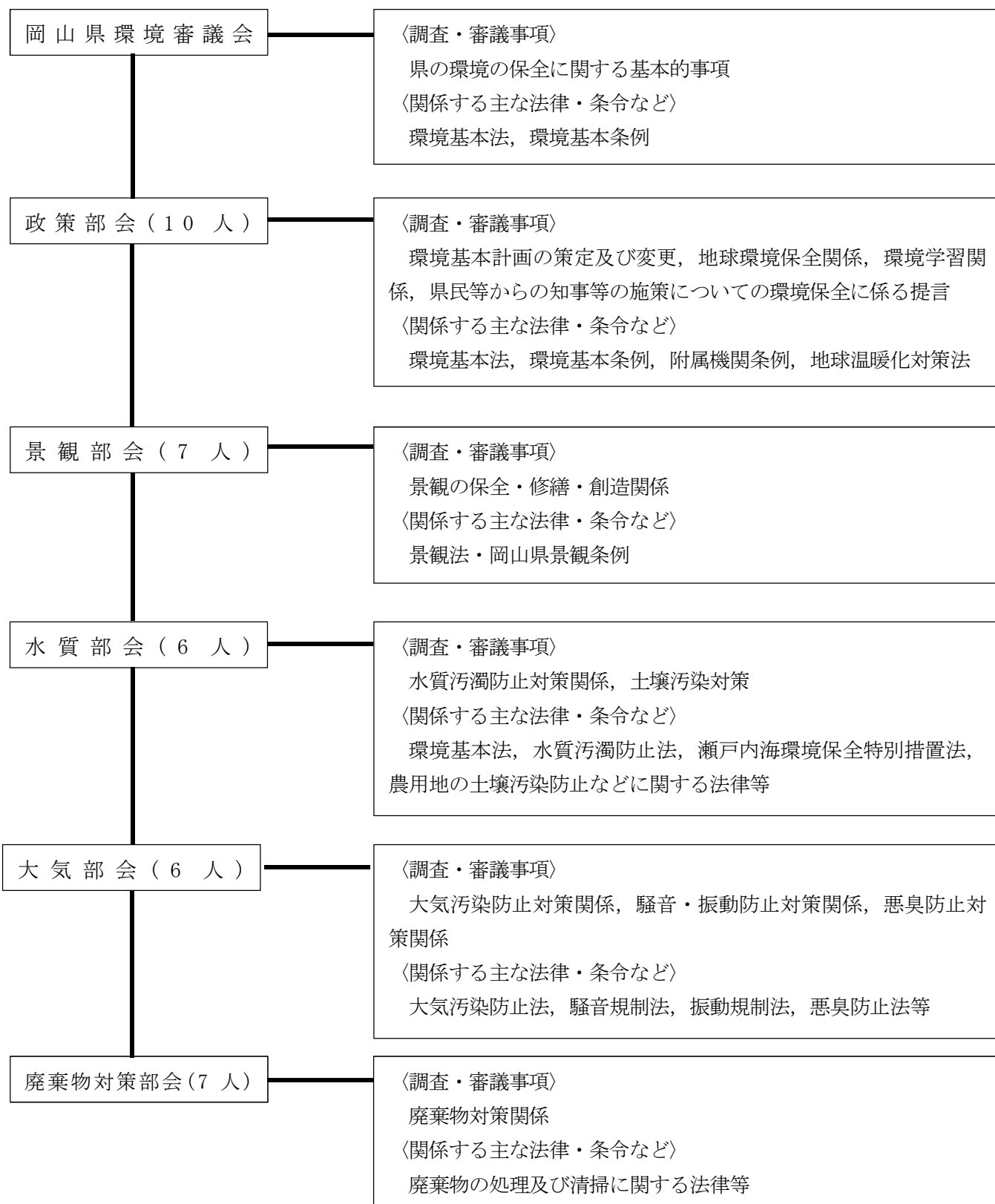
【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特に問題となる点は、認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 環境審議会運営事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	岡山県における環境の基本的事項及び環境の保全に関する提言について調査審議を行うこと。		
事業内容	環境審議会の運営		
法令・条例・要綱等	環境基本法43条1項		
主な財源	一般財源		
令和2年度予算	355万7000円	令和2年度決算 (執行率)	95万0064円 (26%)

岡山県環境審議会組織図



(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

環境基本法43条は、1項において「都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。」と規定し、同条2項は「前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。」と規定し、同法を受けて環境条例10条4項は、知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ環境基本法43条1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない旨を定めている。本事業は、上記法令及び条例に基づき、岡山県環境審議会を運営するものであり、その目的は法律及び条例に適合するものであることを確認した。

また、監査の過程において、支出に関する資料を確認したが、本事業の財務事務の執行において、特に問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

環境基本計画の進め方については、エコビジョン2020において「岡山県環境審議会に設置した政策部会において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について助言等をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します」とある（エコビジョン2020. 84頁）。

かかるエコビジョン2020の定めを前提とすれば、岡山県環境審議会に期待されている役割は、高度で専門的な立場から、環境基本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について助言等を行うことである。

監査の過程において、環境審議会の総会及び各部会の議事録を精査したところ、部会のうち、景観部会、水質部会、大気部会及び廃棄物対策部会は、総会の開催日（令和2年9月4日）と同日に開催されており、かつ、その開催時間は約20分程度であったことを確認した（この点、各部会を総会開催日に合わせて開催しているのは、総会において委員の改選がなされることになり、その際に各部会の正副部会長を選任する必要があるとのことであった。なお、水質部会は、上記日時とは別に開催された会議の議事録を確認した。）。

なお、総会の議事録によれば、総会の開催時間は、9時30分から10時00分、10時35分から10時45分とあり、開催時間は40分とされている。

また、議事録からは、全ての委員が協議において発言しているか否かを確認することができなかった。

この点、会議の開催時期や会議の時間のみをもって会議の有効性を判断することは早計である。

もっとも、現状の議事録から、環境審議会において高度で専門的な知見を有する委

員の全員から十分に助言をいただけているかが一見して明らかではなかった。

この点、各委員に対しては、日当と交通費を支給して環境審議会にご参加いただく以上、各委員からいただいた専門的な見地からの助言は、議事録に残したうえで、環境基本計画の推進に役立てる必要があるが、現状の議事録の在り方は、上記の観点からは不十分であると思われる。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-4】環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。

環境審議会は、環境基本法に基づいて設置される組織であり、岡山県の環境基本計画が適切に実行されているかを専門的な知見からチェックすることが期待されているが、現状の議事録の在り方では、環境審議会の委員からの助言を十分に活用できないと思われる。

環境審議会がその役割を十分に果たすように、委員からの助言について、漏れなく議事録に記載する等の対応を検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

環境審議会の総会及び部会の会場費として約87万円を執行されることが想定されているが、既述のとおり、執行の段階で会場の選定が決定され、予算に計上されたものが当然に執行されているわけではないとのことであった。

その他、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 快適な環境づくり推進事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	快適環境条例により目指す「落書き」，「空き缶等の投棄」等がない街を実現するため，同条例に定められた県の責務である教育，広報活動，市町村が実施する事業への必要な支援又は協力を行うこと。		
事業内容	(1) 市町村等への活動支援 安全・安心のまちづくり活動や環境衛生協議会活動等と連携し，落書き防止等，条例の目指す快適な環境づくりに重点的に取り組む地区を指定し，活動に必要な資材等の支援を行う。 (2) 広報等 広報資料として快適環境条例パンフレットの印刷，配布 (3) 実績の公表 岡山県のホームページにおいて，実績を公表する。		
法令・条例・要綱等	快適環境条例3条		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	43万4000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

快適環境条例3条は，下記のとおり規定しており，本事業は，同条例に定める①落書き対策である。本事業について，令和2年度は，財務事務の執行がなかったことから，監査の対象とはしていない。

なお，監査意見ではないが，岡山県のホームページの「快適な環境の確保に関する条例のあらまし」とあるページの最終更新日は「2014年4月1日」とあり，県ホームページによる情報更新は近年ではなく，「落書き対策の推進」とあるページには，平成26年の活動紹介が最後であって，本事業については，今後の事業の在り方について検討が必要であると思われることは付言する。

記

第3条 県は，快適な環境の確保に関する総合的かつ広域的な施策を策定し，及び実施するものとする。

2 県は，快適な環境の確保に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のため，必要な措置を講ずるものとする。

3 県は，快適な環境の確保に関して市町村が実施する施策について，必要な支援又は協力を行うものとする。

(「快適環境条例」抜粋)

3 景観形成推進事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観を創造するため、景観法及び景観条例に基づき、総合的な景観対策に取り組むこと。		
事業内容	<p>(1) 届出受理及び指導 景観法及び景観条例に基づく景観モデル地区等の届出等を受理するとともに、当該届出等の内容が周辺景観と調和していないと判断された場合等において調和させるための必要な指導を行う。</p> <p>(2) 意見の聴取 (1)の必要な指導を行う場合、必要に応じて景観アドバイザーから意見の聴取を行う。</p> <p>(3) 研修会の開催 市町村の景観形成に対する取組を促し、景行政団体への移行及び景観計画策定を支援するための研修会を開催する。</p>		
法令・条例・要綱等	景観法, 景観条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	景観行政団体の数：10	2019年度達成状況	景観行政団体の数：9
令和2年度予算	43万5000円	令和2年度決算(執行率)	22万8000円(52%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

景観法4条は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」として、地方自治体に施策の策定とその実施の責務を明らかにしており、岡山県は平成20年4月1日から「晴れの国おかやま景観計画」を施行している。

本事業は、景観法及び景観条例に基づき、総合的な景観対策に取り組むものであって、その目的は景観法及び景観条例に適合している。

その他の財務事務の執行について合规性の観点から問題となる点は認められなかった。

この点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の景観法及び景観条例に基づく届け出件数並びに指導件数を確認したところ、令和2年度の届け出数は下記のとおりであった。

また、令和2年度には、周辺景観と調和していないと判断され、景観アドバイザーの意見聴取が必要となる指導事案はなかったとのことである。

記

大規模行為 [*] に関する届出	345件
吉備高原景観モデル地区 [*]	21件
背景保全地区事前指導 [*]	0件

以上

また、令和2年度においては、市町村担当者及び県民局担当者を参加者として景観街づくり研修会が開催されている（講演者：国土交通省都市局公園緑地・景観課 山崎技官）。上記の事業は審査事業であり、かかる事業の有効性について特段問題が認められなかった。

もともと、晴れの国おかやま景観計画には「景観形成に関する基本的事項」として、①県民との協働による景観形成、②景観意識向上のための普及啓発、③専門家の活用、④大規模な行為の景観形成、⑤重点的に景観形成をすべき地域、⑥景観形成を促進するための必要な施策、⑦景観形成を推進するための事業及び⑧景観行政団体間の連携と調整といった事項が掲げられているが、本事業は、これらの事項を網羅しているとは言い難い。

このように、現状の事業は、晴れの国おかやま景観計画に定められた内容の全てを実施しておらず、同計画の目的を十分に達成できていないといえない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-5】「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。

現状の本事業の内容は、晴れの国おかやま景観計画を十分に実現する内容となっていないことから、同計画の基本事項を踏まえた事業内容とすることを検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 環境影響評価審査事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	事業者が行う環境影響評価等*の手続き等が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷の回避、低減及び環境の保全について配慮が適正になされるよう、指導及び助言を行うこと。 また、適宜技術審査委員会等を開催し、知事意見の形成に資すること。		
事業内容	(1) 指導・助言 業者からの相談に応じ、環境影響評価の対象となる業種、手続きの内容等について、指導・助言を行う。 (2) 知事意見の形成 環境影響評価の手続きについて、事業者から配慮書、方法書、実施計画及び準備書が提出された場合は、知事は、事業者に対し、環境保全の観点から意見を述べることとされており、かかる知事意見を形成するにあたり、岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、必要に応じて、昆虫等の自然環境分野について個別に審査レポートを依頼する。		
法令・条例・要綱等	環境影響評価法・環境影響評価条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	184万5000円	令和2年度決算 (執行率)	14万4000円 (7%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

環境影響評価条例5条第1項は、事業者が対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、環境影響評価実施計画書の作成を義務付けるとともに、同条例18条1項は、「知事は、第16条第3項の書類の送付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。」として、知事の意見表明手続きを定めている。

本事業の目的は、事業者による環境影響評価実施計画の作成を円滑に行うとともに知事の意見表明を速やかに実施することであり、その目的は、上記の各法令等に適合するものであることを確認した。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の事業者からの相談実績及び実施計画等が提出された件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・相談（事前相談）		1件
・審査件数	配慮書	1件
	実施計画書	1件
	準備書	1件

以上

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から旅費の支出が減少するとともに、技術審査委員会の開催が1回にとどまったことから、報酬、旅費等の支出が大幅に抑えられ、予算の執行率が7%となったとのことである。

本事業は、法律及び条令に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

5 公害・環境関連対策

(1) 公害防止計画推進事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	公害防止計画は、現に公害が著しい又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害御防止に関する施策を総合的に講じなければ公害防止を図ることが著しく困難であると認められる地域において、都道府県知事が公害防止に関する施策について作成することができる計画であり、本事業はかかる公害防止計画の内容を推進することを目的とする。		
事業内容	平成23年度に策定した第6次岡山・倉敷地域公害防止計画及び第8次備後地区公害防止計画の現況調査を実施する。		
法令・条例・要綱等	環境基本法17条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算 (当初予算)	22万4000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

環境基本法17条は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域において、都道府県知事は、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」）を作成することができると規定しており、これをうけて岡山県は、水島臨海工業地帯及びその周辺の地域において大気汚染や水質汚濁等の公害が深刻化したことから、倉敷市を対象とした昭和46年度から3度にわたり「水島地域公害防止計画」を策定するとともに、昭和50年度から3度にわたり、岡山市を中心とした地域を対象とした「岡山地域公害防止計画（昭和59年度までは岡山・備前地域公害防止計画）」をそれぞれ策定し、その後対象地域を統合拡大して、昭和63年度から5度にわたり、「岡山・倉敷地域公害防止計画」を策定し、公害防止に関する諸施策を推進している。

また、広島県の南東部と岡山県の南西部にまたがって位置する備後地域について、昭和39年の工業整備特別地域としての指定を契機に大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境汚染が顕在化したことから、同地域について、昭和49年度から7度にわたり公害防止計画を策定している。

本事業は、平成23年に策定された第6次岡山・倉敷地域公害防止計画及び第8次備後地域公害防止計画を推進する事業である。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(2) 公害苦情処理連絡調整事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	公害に関する苦情処理に係る連絡調整を行う。		
事業内容	県民からの公害苦情の訴えについては、原則、市町村が騒音規制法、悪臭防止法等の環境関係法令に基づき、公害苦情処理を行っているが、市町村域をまたぐ公害苦情等については、県民局に配置した公害苦情相談員等が対応しており、市町村等と連絡調整を行いながら公害の苦情解決に努める。		
法令・条例・要綱等	公害紛争処理法49条2項		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算 (当初予算)	52万2000円	令和2年度決算 (執行率)	0 (0%)

公害紛争処理法49条2項は、下記のとおり定めており、本事業は、下記の公害紛争処理法の規定に基づき、公害苦情相談員を配置し、相談苦情処理を行うものである。

なお、令和2年度の公害苦情件数の合計は800件である。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

記

2 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、公害に関する苦情について、次に掲げる事務を行わせるため、公害苦情相談員を置くことができる。

一 住民の相談に応ずること。

二 苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務を行うこと。

（「公害紛争処理法」抜粋）

(3) 公害審査会連絡調整事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	公害に係る被害について民事上の紛争が生じた場合、当事者は、公害審査会に調停の申請を行うことができるとされている。 かかる申請が行われた場合に、公害審査会は、調停員会を設け、当事者からの意見聴取及び勧告等による調停を行う。		
事業内容	調停の申請がなされた場合、公害審査委員会（9名）のうちから会長の指名による3人の委員による調停委員会を設ける。 調停期日では、当事者からの事情や意見聴取、必要に応じ専門家や関係行政機関からの意見聴取、現地調査等を行う。 これらの調停員会や調停期日を重ね、調停委員会が合意に近づいたと判断すれば、調停案を提示し、両者の合意が得られれば調停成立となる。 他方、当事者が調停の受諾を拒否したり、調停員会が調停の成立が不可能と判断したりした場合は、調停打ち切りとなる。		
法令・条例・要綱等	公害紛争処理法13条以下・岡山県公害処理条例		
主な財源	一般財源・申立手数料		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	44万9000円	令和2年度決算 (執行率)	0 (0%)

公害紛争処理法13条は、「都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。」と規定し、岡山県公害処理条例2条は「法第13条の規定に基づき、岡山県公害審査会（以下「審査会」という。）を置く」として、岡山県公害審査会の事務や調停及び仲裁の手続きの詳細を定めているおり、本事業は、上記法令及び条例に基づいて、公害審査会の運営を円滑に遂行するものである。

なお、公害審査会の利用件数について確認したところ、令和2年度の利用はなく、平成16年から令和2年度の調停等の受理件数は7件であった。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(4) 公害健康被害予防事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	独立行政法人環境保全機構（以下「機構」という。）が市町村に対して公害健康被害予防事業（大気改善事業）の助成金の交付を行うにあたり、事業計画の策定や事務連絡を行うこと。		
事業内容	<p>機構は、①大気汚染及び水質汚濁により健康被害を受けたものの救済のため、当該者への医療費や補償費の支給、②大気汚染が生じないように知識普及や研究調査等を行うとともに、自治体を実施する公害健康被害予防事業に助成金を交付という事業を行っている。</p> <p>機構の事業の対象地域は、著しい大気汚染により気管支喘息などの疾病が多発した全国46地域であり、岡山県内では、倉敷市、玉野市及び備前市の3市が対象となっている。</p> <p>②記載の公害健康予防事業として上記3市は大気改善事業を行っており、岡山県は、3市が事業を行うための事業計画の策定及び3市と機構との事務連絡を行う。</p> <p>なお、現在の事業計画は、平成29年度に3年間（平成30年から令和2年度）を対象として策定されており、令和2年度においては、次期（令和3年から令和5年度）計画の策定及び連絡調整事務を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	公害健康被害補償法		
主な財源	諸収入（公害健康被害予防事業助成金）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	8万9000円	令和2年度決算 (執行率)	8000円 (8%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

公害健康被害補償法第68条1項2号は、「大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。」を機構の業務として定めており、本事業は、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図るため、倉敷市、玉野市及び備前市が補助金の交付を受けられるよう事業計画の策定や事務連絡を行うことを目的としている。

このように本事業の目的は、公害健康被害法の趣旨に合致するものであることを確認した。

また、本事業の予算の執行に係る財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、平成29年及び令和2年に岡山県が作成した環境改善事業に係る計画を確認したところ、その内容等について、特段問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度において、本事業の予算執行額は8000円にとどまっており、事業の効率性について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 公害防止管理者等指導事業

【概要】	担当部署		環境企画課
事業目的	一定の条件を有する特定工場*において、公害防止統括者並びに公害防止管理者を中核とする公害防止組織の整備及び公害防止管理者の選任及び解任等について、県知事に対する届出の受理業務を円滑に行うこと。		
事業内容	公害防止管理者等の選任・解任等の届出の受理，必要の応じ特定事業者に対する報告聴取等を実施する。		
法令・条例・要綱等	特定工場法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	10万1000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

特定工場法は、産業公害の防止に万全を期すため、各種公害防止関係規則が順守されるように、事業者が工場内において有効適切な公害防止体制を確立することが必要との観点から、公害防止統括責任者*、公害防止主任管理者*及び公害防止管理者*（以下3者を合わせて「公害防止統括責任者」等という。）について選任のときから30日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならず、それらの者が死亡し、又は解任されたときも同様とする旨を定めている（特定工場法3条3項，同4条3項，同5条3項）。

本事業は、公害防止統括責任者，の選任及び解任等に関する県知事に対する届出の受理業務を円滑に行うことにある。

なお、令和2年度の公害防止統括責任者等の選任及び解任の件数は、選任は74件、解任は69件の届出の受理があったとのことである。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(6) 公害防止指導調整事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	<p>工場等の立地・操業に伴う大気汚染や騒音に等の公害及び地域住民からの苦情等を未然に防ぐには、工場等の立地の時点で環境保全に配慮した対策を講じておく必要があり、岡山県では、誘致する企業が環境保全の面から法令等に適合した適切な立地となるよう工事等立地前に審査、指導する制度を導入している。なお、事前審査・指導制度は、県営工業団地に企業を誘致する場合のほか、市町村から要望があった企業についても、対象としている。</p> <p>また、県民局環境課や市町村環境部局等とも適宜調整を行い、適切な事前審査、指導や必要に応じて事後指導を行っている。</p> <p>本事業の目的は、上記の自然審査・指導制度を円滑に運営することにある。</p>		
事業内容	<p>【誘致企業審査の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 企業による立地計画 ② 企業誘致・投資促進課から環境企画課へ環境保全計画案を提出し、事前協議 ③ 環境企画課は、環境保全計画書案の内容を審査するとともに、関係各課から意見聴取（必要に応じてヒアリング）。環境影響評価を実施した工業団地の場合には、環境評価における基準等との整合も含めて審査。 ④ 環境保全計画書案の内容が整った後、環境企画課から企業誘致・投資促進課へ事前協議終了を連絡 ⑤ 企業誘致・投資促進課から環境企画課へ環境保全計画書を提出 ⑥ 環境企画課は関係各課の意見聴取を経て、審査結果を企業誘致・投資促進課へ回答 		
法令・条例・要綱等	環境基本法・環境基本条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	37万8000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

環境基本法17条以下は、都道府県知事に対し、公害の防止に関する施策に係る計画が策定できるとしており、本事業は、公害の発生を事前に防止することを目的とする事業である。なお、岡山県においては、工事等立地前に審査、指導する制度の根拠規定として、「誘致企業に対する環境審査取扱い」が制定されている。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(7) フロン類等施行事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器に使用されているフロン類の回収及び管理等の実施を確保するため、第一種フロン類充填回収業者の踏力や指導等を行うこと及び関係事業者や県民に対し、オゾン層保護等について、普及啓発を行うこと。		
事業内容	<p>(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録・指導 事業者から登録申請がなされたものについて、書類審査を行う。また、登録業者に対しては、事業所並びに重点及び回収業務を行う場所に職員が立入検査を実施し、登録内容、回収・運搬基準の遵守状況及び回収量等の記録についての確認・指導を行う。</p> <p>(2) 第一種特定製品管理者の指導 第一種特定製品管理者に対し、職員が立入検査を実施し、管理状況の確認、指導を行う。</p> <p>(3) 解体工事現場等に関する監視 建築物その他工作物の解体現場におけるフロン適正化法の遵守状況の確認のため、解体工事現場に対する監視（建設リサイクル法全国一斉パトロールにあわせての解体工事現場等に対する監視（年2回。5月及び10月））等を実施し、法周知を行う。</p> <p>(4) 関係事業者、県民等への普及啓発 オゾン層保護についての普及啓発（ポスター掲示等）</p>		
法令・条例・要綱等	フロン適正化法27条、17条及び92条1項等		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	46万3000円	令和2年度決算 (執行率)	9万7000円 (20%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

フロン適正化法7条は、「地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなければならない。」として、地方公共団体の一般的な義務を定め

るとともに、第一種フロン類充填回収業を行おうとする者に対する都道府県知事への登録義務（フロン適正化法27条）、都道府県知事の第一種特定製品*の管理者に対する第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言権限（フロン適正化法17条）及び解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立入等の権限を認めている（フロン適正化法92条1項）。本事業は、フロン適正化法に基づく都道府県知事の義務及び権限を全うするものであり、その趣旨は法令等に適合することを確認した。

その他、本事業の財務事務の執行において、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の本事業の実施実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- 1 第一種フロン類充填回収の登録・指導の実績
新規登録： 75件
更新登録： 114件
立入検査： 23件
指 導： 1件
- 2 解体工事現場等に対する監視の実績
立入検査： 22件
指 導： 0件
- 3 オゾン層保護の普及啓発活動
ラジオ放送による広報活動： 1回

以上

上記の第一種フロン類充填回収の登録・指導業務及び解体工事現場等に対する監視業務について、事業の有効性の観点から問題となる点は認められなかった。

この点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかった（ただし、啓発事業については、成果目標が明らかではないことから、投資された金額と成果との均衡が保たれているかを判断することは困難であることから、成果目標の設定については改善を検討されたい。）

6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

(1) 放射線等監視事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	<p>苫田郡鏡野町上齋原にある国立研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠環境技術センター」という。）は、現在、主要事業として、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術等を研究開発している。</p> <p>人形峠環境技術センターにおける事業活動について、岡山県は昭和54年度から、人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するために協定に基づいて、環境放射線等の監視測定を実施しており、令和2年度も引き続き、人形峠環境技術センター周辺の放射線等監視事業を実施することが本事業の目的である。</p>		
事業内容	<p>(1) 連続測定監視 人形峠環境技術センターの周辺に連続測定の観測局を3か所設置し、それぞれの観測局において、24時間連続で自動測定を行っている。その測定値は、テレメータ装置により岡山市南区内尾にある環境保健センター内の中央局に転送し、コンピュータ処理している。なお、中央局の自動通報装置により、異常値を検出した場合には、速やかに覚知することが可能である等緊急時に備えた対策を行っている。</p> <p>(2) サンプルング測定監視 サンプルング測定は、人形峠環境技術センターの敷地周辺及び人形峠付近を源流とする吉井川流域を測定箇所として51か所から試料を採取している。大気・陸水・土壌及び生物質等の試料を定期的に年1から4回採取して、放射能分析及びフッ素分析を行う。</p> <p>(3) 環境放射線等測定技術委員会の運営 測定計画、監視測定の結果やその他技術的な事項については、学識経験者等で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において審議する（年2回程度）。</p> <p>また、測定結果については上記委員会の検討・評価を経て「人形峠周辺の環境放射線等測定報告書」として年に1回公表している。</p>		
法令・条例・要綱等	人形峠に関する協定6条		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	8319万7000円	令和2年度決算 (執行率)	7877万円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山県は、昭和54年7月28日、上齋原村（平成17年3月1日、苫田郡内の鏡野町（初代）、奥津町及び富村との合併により現在の鏡野町となる。）、動力炉・核燃料開発事業団（平成10年10月に動力炉・核燃料開発事業団から核燃料サイクル開発機構、平成17年10月に核燃料サイクル開発機構から独立行政法人日本原子力研究開発機構へ順次承継され、平成27年4月に独立行政法人日本原子力研究開発機構から現在の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）へ名称を変更している。）との間で「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全に関する協定書」（以下「人形峠に関する協定」という、）を締結している。

同協定の6条において、人形峠環境技術センターは、同所から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図ること（1項）、岡山県及び人形峠環境技術センターは、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施すること（2項）、人形峠環境技術センターは、岡山県が実施する監視測定に協力すること（3項）及び人形峠環境技術センターは、実施した監視測定の結果を岡山県に提出すること（4項）等を定めている。

本事業は、上記協定の定めに基づいて、環境放射線等の監視測定を実施することを目的としており、その目的は協定の趣旨を全うするものであることを確認した。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、放射線監視事業の委託に係る契約書、中央局テレメータ装置非常用発電設備設置工事に係る契約書等を精査した。

まず、本事業の委託事業の随意契約については、その大部分において、それぞれ見積書を1通しか確認することができなかつたため、その理由を確認したところ、「専門的な機器の保守点検等について、その特殊性から製造事業者しか業務を遂行できない」ため、他社から見積書を取得することができないとのことであった。

この点、上記の随意契約の内容を踏まえれば、令和2年度の監査の時点においては「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」（会計要綱）にあたるかといえると判断した（なお、技術革新等によっては、製造事業者以外でも業務を遂行することが可能となる可能性があることを踏まえると、今後も常に製造事業者に委託するという運用をするのではなく、他の事業者に対する委託の可否を検証すべきであることはいふまでもない。）。

また、本事業の委託契約について、100万円を超える契約については一般競争入札による手続きが実施されていた。

なお、一つの事業（具体的には「プルトニウムに係る監視測定業務」）の委託について落札額は予定価格の約93%であり、もう一つの事業（具体的には「高線量γ線測定装置点検業務」）については、前記事業の落札業者と同じ業者1社のみが入札となっており、その落札価格は予定価格の100%であった。

監査の過程において、両事業の関連性について確認したところ、前者のプルトニウムに係る監視測定業務は環境試料の分析測定業務、後者の高線量γ線測定装置点検業務は測定装置の性能確認業務であり、2つの事業に特別の関連性はなく、一括して競争入札に付せる事業ではないとのことであった。

なお、一般競争入札の手續において、問題となる点は認められなかった。
これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

人形峠環境技術センターは、設立当初は、エネルギーの安定確保を図る目的からウランの探鉱、採鉱、製錬、転換及び濃縮までの一貫した技術開発に取り組んできたが、事業の発展に伴い、上記事業は終了している。

また、製錬転換施設についても運転を終了するとともに、ウラン濃縮型プラントについても生産終了しており、人形峠環境技術センターの現在の主要事業は、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術等を研究開発に移行している。

この点、人形峠環境技術センターにおいて、ウランの探鉱、採鉱、転換及び濃縮までの技術開発業務に取り組んでいた当時やウラン濃縮型プラントを運営していた当時は、事故による放射性物質の漏洩の可能性が典型的に高いといえるものの、現在の人形峠環境技術センターの主要業務は、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術等を研究開発であり、過去に行っていた業務内容と比較すれば、放射線監視事業の重要性は低減していると思われる。

もっとも、人形峠環境技術センター内のウラン採掘等に関する施設が完全に解体撤去されるまでは、事故による放射性物質の漏洩の可能性は否定できないことから、依然として、本事業の有効性は否定されるものではないと思われる。

なお、人形峠環境技術センターのウラン濃縮原型プラントについては、令和3年1月20日付けで原力規制委員会より加工事業の廃止措置計画の認可を得たことを受けたことから、設備の解体撤去を進めることとされている（人形峠環境技術センターの令和3年度事業計画参照。）。

また、六フッ化ウランの譲渡に向けた検討を進めるとされており、かかる人形峠環境技術センター内の施設の撤去が完了するまで、本事業の有効性は継続するものと思われる。これらの点を考慮して、本事業の有効性についてはBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

監査の過程において、放射線等監視事業に係る旅費の支払に関する資料及び報告書（復命書）旅費の支出及び環境放射線等測定技術委員会の議事録を確認したところ、この点については、特段問題となる点は認められなかった。

その他、本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 放射能水準調査事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	放射線監視事業において測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要があり、この監視事業の成果を高めるために、センターの周辺よりも広範囲な地域において環境放射能水質調査を実施し、その結果と放射能監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価を行うこと。		
事業内容	<p>日常一般生活に関係する環境試料（降水、降下物、陸水等）中の放射性物質等を測定するとともに、ストロンチウム等の放射化学分析に必要な環境試料の分析担当機関への送付及び必要備品の更新等の更新等を行う。</p> <p>なお、全国の放射能調査体制強化のため、国は、岡山県内において、平成23年度にモニタリングポスト4基、ゲルマニウム半導体検出器1基の増設をしている。</p>		
法令・条例・要綱等	原子力規制庁委託事業（水質汚濁防止法15条3項、大気汚染防止法24条2項）		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	877万9000円	令和2年度決算 (執行率)	831万8000円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、環境放射能水質調査を実施し、その結果と放射能監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価を行うこと等を目的とする事業である。

監査の過程において、人形峠環境技術センターが実施する事業との関連を確認したところ、本事業は、「人形峠環境技術センターのみならず国内外の原子力施設に係る影響について調査するものであり、人形峠環境技術センターのみとの対比を目的とした事業ではない。また、当該事業は人形峠に関する協定によるものではなく、原子力規制庁委託の事業である。」とのことであった。

この点、水質汚濁防止法15条3項は「環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。」と、大気汚染防止法22条3項は「環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四条第二項において同じ。）による大気の汚染

の状況を常時監視しなければならない。」と規定しており、本事業は、これらの条項に基づく水質汚濁及び大気汚染の監視について委託を受けて実施している事業である。

このように、本事業は、法令の根拠に基づく事業であることを確認した。

また、本事業の財務事務の執行について、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

前記のとおり、人形峠環境技術センターにおいて、ウラン採掘等は実施されておらず、過去と比較して、放射性物質等の漏洩の恐れは低減しているものの、全国の原子力発電所等の原子力関係施設の事故発生時における影響の有無等について判断するために必要な調査であることから、人形峠環境技術センターの事業動向にかかわらず、本事業の有効性は否定されるものではないと思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業における事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 広報調査等事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報すること。		
事業内容	<p>(1) 視察調査, 研修 (岡山県職員対象)</p> <p>ア 原子力行政視察研修 県職員を対象に, 原子力発電関連施設が立地されている都道府県の環境保全対策事業や広報・調査等事業について, 行政視察を行う(視察先: 青森県庁, 青森県六ヶ所原燃PRセンター等)</p> <p>イ 人形峠研修会 県職員, 鏡野町職員及び周辺市職員を対象に, 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの事業概要, 環境監視の取組について研修会を開催し, 併せて施設視察を行う。</p> <p>(2) 広報事業 (岡山県民対象)</p> <p>ア 人形峠環境技術センター施設見学会の開催 県民を対象に, バスを借り上げて, センター及び人形峠アトムサイエンス館の施設見学を行う。</p> <p>イ 原子力に関する知識の普及啓発 施設見学会参加者を対象とした体験型学習講座の実施。</p> <p>ウ 広報パンフレット等の作成, 配布 環境監視測定結果や環境保全対策などを内容とした広報パンフレット及びアトムサイエンス館のリーフレット等の作成配布。</p> <p>(3) 連絡調整事業 広報調査等事業について, 文部科学省及び鏡野町等と業務連絡等を行う。</p> <p>(4) 原子力広報展示物保守管理, 修繕及び更新 人形峠アトムサイエンス館において原子力に関する基礎的な知識の普及を目的として広報展示物を設置しており, 消耗品の交換等の保守管理や展示物の故障時の修繕及び更新を行う。</p> <p>(5) 岡山県広報・調査交付金交付事業 鏡野町が実施する広報調査事業への補助を行う。</p>		
法令・条例・要綱等			
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1976万3000円	令和2年度決算 (執行率)	1670万8000円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

本事業の目的は、放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報することにある。

この点、エコビジョン2040において、下記のとおり、定められている。

記

●環境放射線の監視測定の実施

人形峠環境技術センター周辺を保全・監視するため、同センターや探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線を監視するため、5箇所を設置したモニタリングポストにより測定している結果についても情報提供を行います。

以上

上記の規定は、エコビジョン2040に記載されているものであり、令和2年度時点におけるエコビジョン2020には上記の規定は存在しなかった。

監査の過程において、本事業に係る広報調査事業の根拠法令を確認したところ、本事業は国が定めた「広報・調査等交付金交付規則」に基づいて、適正に事業執行がなされているとのことであった。

このように、本事業は、エコビジョン2020には記載がなかったものの、国が定める規則に則って執行されているうえに、現在では、エコビジョン2040に記載されていることを確認した。

その他財務事務の執行については、特に問題となることが認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

1 視察調査、研修（岡山県職員対象）

本事業の視察調査及び研修事業の内容は、県職員による他県の原子力行政の視察及び鏡野町における県職員等に対する研修である（期間：1泊2日、参加者：岡山県職員、津山市や鏡野町の職員も参加、参加人数：1日だけの参加者も含め20名、宿泊場所：民間施設）。

監査の過程において、青森県の原子力行政の視察に関する報告書（復命書）及び鏡野町における県職員等に対する研修の復命書等の資料を確認した。

また、原子力行政視察及び人形峠の研修の成果について、確認したところ、視察による情報収集により本件設備改修の参考にしていること及び研修者のアンケート調査を実施することにより、研修の目的は達成できていると思われるとの回答を得た。

確かに、原子力行政視察について先進県の状況を視察することは一定の意義が認め

られるものの、監査の過程において確認した資料からは、具体的な成果及びその成果がどの程度県政に反映されているのか一見して明らかではない。

また、鏡野町における研修についても、その期間や対象人数について、必要性やその成果が明らかではない。

監査人としては、視察や研修の必要性を一律に否定するものではないが、現状の事業の在り方については、改善の余地があると考えられることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-6】視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。

前記のとおり、本事業の視察や研修について、その意義を否定するものではないが、その成果を明確にしなければ、事業の有効性や効率性を判定することができない。

特に、研修に関しては、その参加人数、開催期間等について、検討する必要があると考える。

2 広報事業（岡山県民対象）

本事業は、人形峠環境技術センター施設見学会を開催したり、体験型学習講座を実施すること等で、放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報することを目的とするものであり、その事業内容は本事業の目的に沿うものである。

3 その他の事業

本事業のその他の事業は、連絡調整事業（文部科学省及び鏡野町等と業務連絡等を行うこと、原子力広報展示物保守管理、修繕及び更新及び岡山県広報・調査交付金交付事業であって、いずれも放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報するために必要な業務を行うものであって、事業の目的に沿う事業である。

【事業の効率性 A B C D】

前記のとおり、本事業の成果目標は、必ずしも明確でないうえに、本事業の予算は約1900万円、決算は約1600万円と高額である。

この点、本事業の財源は国庫負担金であり、県の財政に影響を与えるものではないものの税金による事業であることには変わりがない。

そのため、前記のとおり、事業の成果目標を明確に設定すべきである。以上の点を考慮して、本事業の効率性の評価を事業の有効性の評価と同じくCとした。

(4) 原子力防災施設等整備事業

【概要】	担当部署	環境企画課	
事業目的	人形峠環境技術センターにおける原子力災害が発生するおそれ又は発生した場合、適切に緊急時モニタリングを実施し、人形峠環境技術センター周辺の住民の安全を確保するため、緊急時対応システムや防災活動機材の維持管理、防災関係者の知識習得等をあらかじめ講じること。		
事業内容	<p>(1) 緊急時対応システム（モニタリング情報共有）の維持管理 モニタリング情報共有システムは、原子力事業所から放射性物質が放出される際、周辺に設置するモニタリングポスト*やモニタリング要員用端末からの放射線等の実測値をリアルタイムで原子力規制庁及び県災害対策本部へ送信し、迅速かつ正確に周辺環境中の放射性物質濃度や被ばく線量等の情報を共有するシステムである。 令和2年度はモニタリング情報システムの維持管理、中継器撤去に伴うサーバーへのデータ経路変更作業等を行う（外部委託）。</p> <p>(2) 防災活動資材の維持管理 防災活動従事者等が使用する防災活動資材の購入構成等を行う。具体的には、中性子サーベイメーター更新及びサーベイメーター等点検校正を行う。</p> <p>(3) 防災関係者の知識習得 防災活動従事者が原子力防災に関する知識の習得のために研修に参加する。</p> <p>(4) その他 各種会議等への参加、先進地への調査のほか、業務に必要な図書を購入等すること。</p>		
法令・条例・要綱等	人形峠に関する協定6条5項 原子力災害対策特別措置法		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2096万5000万	令和2年度決算 (執行率)	1597万6000円 (76%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

人形峠に関する協定6条5項は、人形峠環境技術センターは、同所から放出する放射性物質及びフッ素等が管理目標値を超える数値を計測したときは、その都度岡山県及び鏡野町に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとするとして定められている。

本事業は、人形峠環境技術センターにおける原子力災害が発生するおそれ又は発生した場合、適切に緊急時モニタリングを実施し、センター周辺の住民の安全を確保するため、緊急時対応システムや防災活動機材の維持管理、防災関係者の知識習得等をあらかじめ講じることを目的とするものであり、かかる目的は、人形峠に関する協定6条5項の趣旨に適うものであることを確認した。

また、本事業の財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

前記のとおり、人形峠環境技術センター内のウラン採掘等に関する施設が完全に解体撤去されるまでは、事故による放射線物質の漏洩の可能性は否定できないことから、依然として、本事業の有効性は否定されるものではないと思われることから、事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

7 墓地・埋葬等に関する事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	墓地，埋葬などに関する法律の規定により，町村，宗教法人が行う墓地，火葬場，納骨堂に係る経営許可を行うとともに，死体の埋葬又は火葬を行うものがないとき又は判明しないとき（いわゆる「葬祭者不明死亡人」）について，市町村からの請求により葬祭費の支出を行うこと。		
事業内容	市町村からの請求により，適宜葬祭費の支出を行う。		
法令・条例・要綱等	墓地，埋葬等に関する法律第9条第10条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	25万6000円	令和2年度決算 (執行率)	4万5000円 (17%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

墓地埋葬法は下記のとおり規定している。

記

第9条

- 1 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは，死亡地の市町村長が，これを行わなければならない。
- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは，その費用に関しては，行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

第10条

- 1 墓地，納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は，都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し，又は墓地，納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も，同様とする。

（「墓地埋葬法」抜粋）

本事業は，上記墓地埋葬法の規定に基づき，岡山県内の町村や宗教法人が運営する墓地，火葬場及び納骨堂の許可を与えること及び葬祭者不明死亡人に対する事務を行うことを目的とするものであり，法律の趣旨に合致するものであることを確認した。

また、財務事務の執行において問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の墓地、火葬場、及び納骨堂の許可実績を確認したところ、墓地1件、火葬場0件、納骨堂2件であった。

また、令和2年度には葬祭者不明死亡人の取り扱いは0件であった。

上記事業の内容は、事業目的に整合するものであり、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本年度の予算及び決算の内容からは、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、事業の効率性の評価をBとした。